

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月26日

【事業年度】 第16期(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

【会社名】 株式会社F Pパートナー

【英訳名】 FP Partner Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒木 勉

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽一丁目5番3号
(注) 2026年3月16日から本店は下記に移転する予定であります。
本店の所在の場所 東京都台東区浅草橋一丁目1番8号 FP浅草橋ビル
電話番号 03-6801-5430(代表)

【電話番号】 03-6801-5430(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼経営企画部長 安達 健二

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目5番3号

【電話番号】 03-6801-8278(部署直通)

【事務連絡者氏名】 取締役兼経営企画部長 安達 健二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	20,919,827	25,605,752	30,559,562	35,617,526	32,104,060
経常利益 (千円)	1,814,394	3,813,463	5,608,203	5,493,199	3,153,767
当期純利益 (千円)	1,224,741	2,366,809	3,953,751	3,903,160	2,042,386
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	4,588	34,239	110,060	133,959	170,187
資本金 (千円)	100,000	1,894,000	1,913,229	1,921,808	1,955,397
発行済株式総数 (株)	10,000,000	11,500,000	23,187,600	22,939,900	23,267,600
純資産額 (千円)	2,702,245	8,656,777	12,647,478	11,832,667	11,821,424
総資産額 (千円)	7,878,799	14,265,605	19,150,483	18,525,722	18,401,644
1株当たり純資産額 (円)	134.76	376.08	545.21	516.53	508.60
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	90.00 (-)	92.00 (45.00)	94.00 (47.00)
1株当たり当期純利益 (円)	61.24	115.03	171.74	169.85	88.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	108.45	164.36	162.80	85.67
自己資本比率 (%)	34.21	60.63	66.01	63.84	64.22
自己資本利益率 (%)	58.80	41.72	37.14	31.90	17.27
株価収益率 (倍)	-	19.8	29.1	16.8	25.1
配当性向 (%)	-	-	52.4	54.2	105.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,940,346	3,562,342	3,914,788	4,390,163	2,260,252
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	257,326	365,000	805,522	2,433,290	1,944,519
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	617,636	2,565,075	2,141	5,161,978	1,557,862
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,086,367	8,848,786	11,960,192	8,755,086	7,519,355
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕 (名)	2,076 〔19〕	2,252 〔22〕	2,578 〔27〕	2,781 〔25〕	2,601 〔24〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	- (-)	- (-)	223.0 (122.7)	133.1 (141.7)	109.7 (183.1)
最高株価 (円)	-	4,620	5,040 (9,910)	7,530	2,629
最低株価 (円)	-	2,660	3,115 (3,635)	2,324	1,965

- (注) 1. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
2. 第12期及び第13期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 第12期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除外し、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均雇用人員数(1日8時間換算)を外数で記載しております。臨時従業員にはパートタイマー社員を含み、派遣社員・業務委託を除外しております。
5. 2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 2022年9月22日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第12期及び第13期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第14期、第15期及び第16期の株主総利回り及び比較指標は、第13期末を基準として算定しております。なお、2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
7. 最高株価及び最低株価は、2023年9月10日以前は東京証券取引所グロース市場におけるものであり、2023年9月11日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。なお、2022年9月22日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。また、第14期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

当社は代表取締役社長 黒木勉の出身会社である株式会社エフピーコンサルティングの関係会社として、顧客にファイナンシャルプランニング・サービスを行うことを目的に2009年12月に設立されました。設立以降の当社に係る沿革は、次のとおりです。

年月	概要
2009年12月	生命保険会社の保険代理業を目的として、あんしんFP株式会社〔資本金5,500千円〕として設立
2013年4月	東京都千代田区神田東松下町に本社を移転
2013年12月	あんしんFPパートナー株式会社に商号変更
2014年4月	株式会社F Pパートナー（2011年8月11日設立、当社とは別会社）と合併
2017年10月	保険のピュッフェ株式会社及びインシュアランスポート株式会社を合併し、「保険のピュッフェ」を屋号とする
2017年12月	株式会社FPエージェントとの合併により、株式会社F Pパートナーに商号変更
2018年3月	東京都新宿区新宿に本社移転
2018年4月	来店型ショップ第一号店「保険のピュッフェ吉祥寺店」開店
2019年3月	東京都文京区後楽に本社移転
2019年7月	日本ゴルフボール協会とオフィシャルパートナー契約を締結
2019年10月	「保険のピュッフェ」から「マネードクター」に屋号変更
2020年3月	埼玉西武ライオンズとオフィシャルスポンサー契約を締結
2020年11月	金融商品仲介業登録
2021年11月	お金に関するあらゆる相談のできるワンランク上のサービス「マネードクタープレミア」提供開始 コンセプトショップとして「マネードクタープレミア コレド日本橋店」開店
2022年3月	auじぶん銀行株式会社と銀行代理業務委託契約を締結、住宅ローン商品を取り扱い
2022年9月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2022年11月	ライフプランシミュレーションソフト「マネーカルテ」運用開始
2023年2月	新規事業として「広告業」を開始
2023年3月	社会福祉法人檸檬会の監修を受け、幼児向け金融教育プログラム“社会体験版「おみせやさんごっこ」”をリリース
2023年5月	和歌山県と家計改善支援事業において業務委託契約を締結
2023年7月	新規事業として「教育業」を開始 金融リテラシー向上を目的とした従業員向け「金融教育プログラム」のトライアルを開始 マネードクタープレミアにて、住宅ローン比較オンラインサービス「モゲチェック」の案内を開始
2023年8月	女性活躍推進企業として「えるぼし認定」を取得
2023年9月	東京証券取引所プライム市場へ上場市場区分変更
2023年12月	住宅ローン比較オンラインサービス「モゲチェック」の全国展開を開始
2024年1月	企業の従業員向け金融教育プログラム「マネスク」の提供範囲を全国の企業へと拡大 保険代理店サブライズジャパン株式会社の全株式を譲受
2024年2月	「生命保険乗合代理店 業務品質評価運営」の認定を取得（～2025年9月）
2024年6月	ESGデータブック公開

年月	概要
2025年1月	サプライズジャパン株式会社を吸収合併
2025年2月	人的資本経営の取組として、次世代社員育成に向けた新たな研修プログラムを実施
2025年3月	「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定を4年連続で取得
2025年4月	創業15年で初となる新卒入社式を開催
2025年6月	KDDI株式会社の新サービス「次世代リモート接客プラットフォーム」に金融サービス分野で参画
2025年9月	当社初となる「統合報告書」を公開、保険代理店プレステージ株式会社の全株式を譲受
2025年10月	コーポレートスローガン「NEXT」策定

3 【事業の内容】

当社は、個人及び法人顧客向けにファイナンシャルプランニングを行う保険代理業を主たる業務としており、保険代理業の単一セグメントです。

保険代理業として、生命保険会社、損害保険会社合計43社の商品を個人及び法人顧客に販売しており、対面やオンラインによる保険加入時の相談・商品説明・契約手続きからアフターフォローに対応いたします。

事業の特徴

当社は「マネードクター」のブランド名で全国に拠点を展開し、主に訪問型営業を軸に、顧客へファイナンシャルプランニングサービスを提供しております。顧客との密接なコミュニケーションを通じて、一人ひとりのライフプランに応じたコンサルティングを行い、最適なアドバイスの提供に努めております。

当社の最大の特徴は、集客と販売の分業体制を確立している点です。会社として顧客開拓を組織的に行う仕組みを構築しているため、営業社員の個人スキルに左右されず、安定的かつ継続的な顧客獲得が可能です。これにより、営業社員が顧客へのファイナンシャルプランニングに専念できる体制となっています。

見込み顧客に対しては、ライフプラン表等を活用し、家計のキャッシュフロー改善や老後資金の準備に役立つご提案を行います。また、資産形成や万が一の備えとして、保険商品の販売や投資信託等の金融商品の販売仲介も行ってまいります。

事業モデル

「事業の特徴」に記載のとおり、当社では会社が集客を担い、営業社員は初回面談からアフターフォローまでの顧客対応を担っております。専門的な知見を持つファイナンシャルプランナーによる顧客への価値提供を通じて保険販売を行い、代理店手数料収入を収益源とする事業モデルを採用しております。

a. 見込み顧客開拓

当社の集客方法は、自社集客と提携企業集客に大別されます。さらに、2021年11月期から開始した契約譲受ビジネスも、新たな集客方法として大きな成長を遂げ、当社の集客の柱の一つになっています。

）提携企業集客：マーケットホルダー等の提携企業が、自社で保有する顧客からアポイントを獲得し、当社に送客する集客方法。

2025年11月期は当社集客の約8割を占めており、当社事業拡大の原動力となっています。

）自社集客：当社サービスサイト経由での相談申込、マネードクタープレミアム店舗等への来店顧客や当社コールセンターからの見込み顧客リストへの架電によるアポイント獲得等による集客方法。

マネードクタープレミアム店舗は大型商業施設を中心に开店しており、ブランド認知向上の役割を持つとともに、自社集客の獲得に寄与しています。

）契約譲受（注）：体制整備コストの増加や代理店後継者不在問題等を背景に、廃業する保険代理店の顧客を当社が引き継ぐ仕組み。

担当者が不在となり、当社が引き継いだ顧客に、ファイナンシャルプランニングの提供や適切なアフターフォローを行い、金融商品の追加販売の機会を創出しております。これにより、集客と同様の効果が得られています。

（注）譲渡代理店から当社に移管された契約は、当社の営業社員が新しい担当者として適切な保全業務を行います。また、当社コールセンターから架電によるアポイント獲得を行う場合もあり、その場合は見込み顧客として自社集客に含まれます。

「 ）提携企業集客」及び「 ）自社集客」により獲得した面談アポイントは、営業社員が使用するセールス系一元管理システム（名称：Hyper Agent）へ自動連係され、顧客の希望日時や場所に対応可能な営業社員を即時に選出いたします。

その他に、既存顧客からのご紹介も新規契約の獲得に寄与しています。また、会社集客で得た見込み顧客も、その後の関係構築を通じて新たな顧客層へ広がり、結果として顧客基盤の拡大につながっています。

b. 販売体制

当社の主要顧客は、主に20代から40代のファミリー層により構成されています。相談内容は、家計のキャッシュ

フロー改善や老後資金の準備に関するファイナンシャルプランニングが中心です。そのため、資産形成や万が一に備える手段として保険商品等の提案を行っています。2024年1月のNISA制度改正以降、国の方針である「貯蓄から投資へ」という流れがさらに強まり、幅広い世代の顧客から資産形成に関するご相談が寄せられ、相談件数も増加傾向にあります。

当社では、適切なファイナンシャルプランニングを行い、顧客に安心していただくため、営業社員にFP資格（注）の取得を推進しております。さらに、顧客に対して継続的なアフターフォローを実現するため、原則として地元人材を採用し、転勤のない地域密着型の勤務体制を整えております。

（注）CFP®資格・AFP資格（日本FP協会認定資格）及びファイナンシャル・プランニング技能検定1級・2級・3級を指します。

c. 顧客アプローチ

当社は、営業社員が顧客の指定する場所（自宅、カフェ、勤務先等）に訪問して相談を承る訪問販売型の営業を主軸としております。全国47都道府県に営業社員の所属拠点を設けており、全国へ訪問可能な営業網を整えております。また、「オンラインFP相談」も実施しており、気軽に保険相談をしたいという顧客ニーズにも対応しております。さらに、来店して相談したいというご要望にお応えするため、主要都市に「マネードクタープレミア」店舗を展開し、対応エリアの拡大に取り組んでおります。このように、顧客が希望する方法やタイミングでファイナンシャルプランニングを提供できる体制を構築しております。

顧客との面談においては、当社独自のファイナンシャルプランニングツール「マネーカルテ」を使用しております。これにより、顧客のライフイベントや生涯のキャッシュフローを可視化し、より精度の高いファイナンシャルプランニングを可能としております。また、システムを活用することで、FPの経験や知識による差を抑制し、全国均一のサービス品質を実現しております。

収益モデル

当社の主たる収益は、生命保険会社との代理店委託契約に基づく代理店手数料であり、以下の3つに大別されます。

- ・初年度手数料：新規契約後の1年間に支払われる手数料。
- ・継続手数料：契約成立の翌年以降、4年から9年間、又は保険料収納が続く限り支払われる手数料。
- ・業務品質支援金：各保険会社の定める業務品質基準に基づき、主に体制整備のために支払われる支援金。

業績伸展により、フロー収益に相当する初年度手数料や業務品質支援金が増加します。一方、継続手数料は保有契約から発生するストック収益となるため、安定した収益基盤を支えています。

当社は営業品質向上や既存顧客へのアフターフォローにより保有契約の積み上げに努めてきました。今後もこの保有契約の拡大により、企業として安定した成長を続けてまいります。

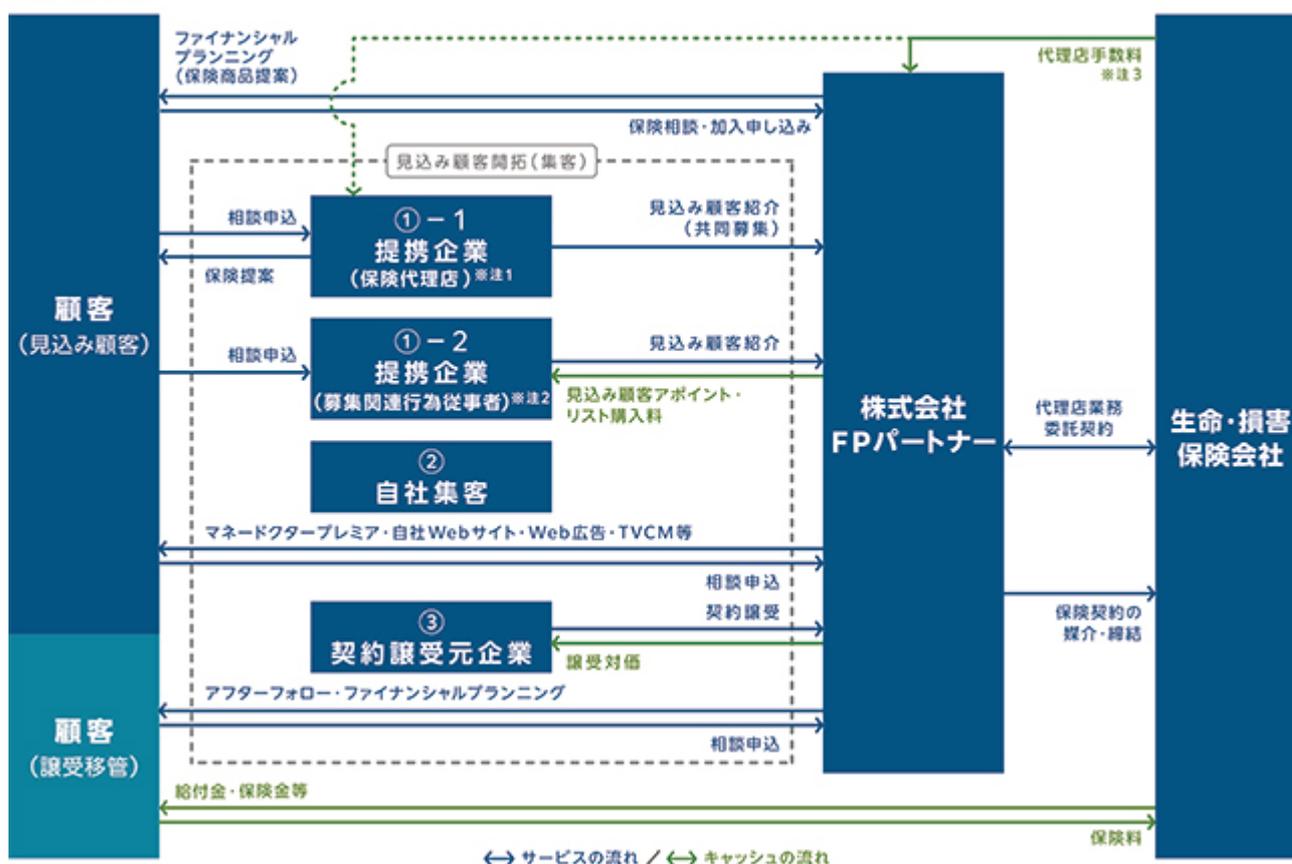
単位：千円

生命保険手数料内訳	2021年11月期	2022年11月期	2023年11月期	2024年11月期	2025年11月期
初年度手数料	11,673,058	14,904,622	17,699,307	21,593,403	19,107,353
継続手数料	4,389,311	4,764,591	5,020,978	5,355,509	5,559,056
業務品質支援金	4,703,703	5,904,887	7,526,105	8,401,908	7,135,709
その他	98,242	117,902	113,801	96,871	97,125
戻入額(注)	839,312	1,063,844	1,237,489	1,414,593	1,485,644
生命保険手数料売上高	20,025,003	24,628,159	29,122,703	34,033,100	30,413,600

(注) 戻入とは、保険会社からの手数料受領後、早期に解約・失効等で契約が消滅した際に、受領した手数料の一部ないしは全部を保険会社に返金することをいいます。

以上に記載した事項を事業系統図として示します。

事業系統図



(注1) 提携企業(保険代理店)とは、集客した見込み顧客の意向に基づき、当社と共同して保険募集を行う保険代理店をいいます。

(注2) 提携企業(募集関連行為従事者)とは、見込み顧客を開拓し、見込み顧客情報を当社に提供する企業等をいいます。顧客開拓は当社が行うため、保険募集は行いません。

(注3) 代理店手数料とは、初年度手数料、継続手数料、業務品質支援金、更新手数料(損害保険)の総称であり、継続手数料、業務品質支援金の対象とならない保険商品もあります。また、当社と共同して保険募集を行う保険代理店には、保険会社から業務割合に応じて分担された金額が支払われます。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金(千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(関連会社) auフィナンシャル パートナー株式会社	東京都千代田区	400,000	保険代理業	所有 50.0	・取締役1名が非常勤 取締役兼任 ・リースの取引

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,601 〔24〕	46.4	4.4	7,680

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除外し、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均雇用人員数(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2. 臨時従業員にはパートタイマー社員を含み、派遣社員・業務委託を除外しております。
3. 当社は、保険代理業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。
4. 平均年間給与は、報酬、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

管理職に占める 女性労働者の割合 (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率 (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(注) 1		
		全労働者	正社員	契約社員
14.7%	61.7%	63.6%	71.9%	73.4%

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社経営の基本方針

当社は、「私たちは『本来あるべき保険業』を追求し、本気で取り組み、お客さまの大切な人生を保険で守り続けます。」という経営理念に基づき、営業社員が顧客に寄り添い、一生涯を保障で守り、安心に満ちた豊かな人生の時間を実現することを目指してまいります。

(2) 経営環境

近年、生命保険業界及び保険代理店業界を取り巻く環境は大きく変化しております。2025年に成立し、2026年6月に施行予定の「保険業法の一部を改正する法律」では、保険金不正請求事案等を背景として、特定大規模乗合代理店への体制整備義務の強化、兼業代理店の管理体制強化、過度な便宜供与に関する禁止の範囲拡大などが定められ、代理店・保険会社双方において一層のコンプライアンス対応が求められております。また、こうした規制強化に加え、後継者不足やオーナーの高齢化による代理店数の減少が進む一年となりました。

一方、消費者側では「貯蓄から投資」の流れが継続し、個人の資産形成に対する関心がさらに高まっております。また、AIやデータ基盤を活用したDX(Digital Transformation)が急速に進展し、保険商品の提供方法や顧客対応のあり方が大きく変化しております。このような環境変化の中で、時代とともに多様化するお客さまのニーズに幅広く対応し、お客さま本位で保険商品や金融商品の精査・選択を支援するためには、顧客情報や市場データを効果的に利活用できるDX環境の整備が、これまで以上に重要性を増しております。保険業界には、透明性・説明責任の強化とともに、デジタル技術を活用した業務効率化と高度な顧客対応力の確立が求められています。

このような環境の中、当社は、2025年8月6日に関東財務局より保険募集業務等に関して行政処分(業務改善命令)を受けました。これを受け、同年10月6日付で「業務改善計画書」を同局に提出し、現在、その計画に基づき全社を挙げて改善に取り組んでおります。今後も、業務運営体制の抜本的な見直しと継続的な改善を推進することで、お客さま及び社会からの信頼回復に全力を尽くしてまいります。

(3) 経営戦略

当社は、全国規模で伴走型のファイナンシャルプランニングを提供するという独自の強みを持っています。そして、顧客からお金に関するあらゆる相談を承り、その解決策をご提案しております。従来の保険販売だけではなく、保険以外の金融商品やサービスをワンストップで提供することが、顧客利益の最大化につながると同時に、顧客の金融リテラシー向上にも貢献できると考えており、以下に掲げる具体的施策を遂行してまいります。

本業である保険代理業の「営業基盤の強化」と派生分野への進出を含めた「事業領域の拡大」の2つをメインテーマとしており、その達成に向けて、2026年11月期においては、これまで取り組んできた「営業社員の増強」「契約譲受ビジネスの拡大」「損害保険ビジネスの業績拡大」「DX+教育」を基盤とした事業成長に継続して取り組んでまいります。

営業社員の増強

上記の経営理念を実現するためには、「営業社員の増加」と「営業社員の質の向上」が重要であるという考えのもと、これまで全国47都道府県でサービスを提供できる体制を築いてまいりました。

さらに、当社では全ての営業社員がスキル向上を目指せる環境を整備しており、生命保険における優績者の証であるMDRT会員資格基準達成を指標の一つとしております。

2026年11月期においても、人材開発部を中心として、既存営業社員からの紹介(リファラル採用)や各地域でのリクルートセミナー開催を引き続き推進してまいります。

また、後述の「DX+教育を基盤とした事業成長」に記載のとおり、DXの推進と教育・研修を行うことで、営業社員のスキルアップと業務効率向上を目指します。

契約譲受ビジネスの拡大

契約譲受ビジネスは、廃業する保険代理店の顧客フォローを通じて、当社が顧客の利益を守りながら、新たなビジネスの機会を創出する取組と捉えております。2025年11月期には、契約譲受ビジネス開始以来で最大の成長(非連結子会社のプレステージ社分を含む)となりました。今後はこの経験を活かし、さらなる躍進を目指してまいり

ます。

保有契約譲渡を希望される代理店からは、当社が整備を進めてきた募集体制や、全国に展開する営業拠点ネットワークを理由に、移管先として選定いただいております。また、東証プライム市場上場企業という社会的信用力を評価いただいております。

契約移管によって顧客を獲得することで、その契約から得られる継続手数料だけでなく、移管顧客からの新たな新規契約の獲得にもつながります。あわせて、当社の強みであるファイナンシャルプランニングの提供や、金融商品提案を行うことで、顧客満足度の向上も期待できると考えております。今後は同業の乗合代理店や損害保険代理店、マーケットホルダー企業とのM&Aによる事業拡大にも取り組んでまいります。これにより、本業の安定したオーガニック成長に加え、インオーガニックな成長が実現できると考えております。

損害保険ビジネスの業績拡大

これまでの営業社員による顧客対応に加え、損害保険の非対面でも契約獲得や更新手続きが可能である点を活かし、営業活動の一部を本社部門が担うことで、より効率的な業績拡大を目指しております。2023年3月に設立した損保事業部ダイレクトセンター室と、2025年11月期に増員した損害保険専任営業社員との連携により、火災保険の非対面販売や契約後のフォロー体制強化に取り組んでおります。また、架電リストの見直し等を行い、生産性の向上を図ってまいります。

全国のお客さま対応を強化するため、2026年11月期も損害保険専任の営業社員をさらに増員し、「契約譲受ビジネスの拡大」を通じて、損害保険契約譲受案件への対応力を高めます。これにより、契約の更新率向上と新規案件の創出に取り組めます。さらに、法人マーケットを持つ損害保険代理店から契約を譲り受ける際には、当社がそのマーケットを取り込むことで、事業領域の拡大にもつながると考えております。

DX + 教育を基盤とした事業成長

2025年11月期より、新たな成長戦略として「DX + 教育」を掲げ、2026年11月期も引き続き注力してまいります。具体的には、システムの刷新をはじめとするDXによる成長基盤の強化や業務の効率化を進めると同時に、教育・研修を通じて社員全体のスキル向上を図ってまいります。

システム面においては、保有顧客データを利活用するためのデータベース整備や、営業社員が使用する顧客・契約管理システム及び人事管理システムの刷新を行います。これらの新システムとCDP (Customer Data Platform) を連携させることで、より効率的に顧客へアプローチができるようになり、業績拡大への貢献が期待できます。また、CDPによる既存顧客の分析や、マネドクLINEといったコミュニケーションツールの機能強化を通じて、顧客との接点も一層強化してまいります。2025年11月期は、これらの取組に向けた準備段階として、社内データの整備を進めてまいりました。2026年4月には、新たな顧客・契約管理システム「hokan®」の導入を予定しております。これにより、CDPへのデータ集約の効率化が進み、顧客理解の高度化に向けたデータ基盤を構築してまいります。また今後は、強化されたデータ基盤を最大限に活用し、CDPの本格運用フェーズへと移行します。データドリブンな意思決定と迅速な価値提供を実現することで、顧客体験の向上と持続的な事業成長を推進してまいります。

教育面においては、2024年6月に営業現場で豊富な経験を持つ執行役員を全国に配置したことで、現場の実態に則した指導や経営方針の迅速な伝達が可能となりました。あわせて、次世代育成にも力を入れており、若手から中堅まで段階的に成長できる教育体制を整え、将来の組織づくりにつなげてまいります。

上記のほか、IFA (注) ビジネスによる投資信託販売や、住宅ローンの比較等、サービスの拡充を通じて、顧客のライフタイムバリューを最大化することに努めてまいります。

以上の取組によって、既存顧客と営業社員とのコミュニケーションが活発になり、既存顧客からの再販機会の創出や顧客満足度の向上が見込まれます。また、顧客一人ひとりへの、より適切なお案内やフォロー体制の構築も可能になると考えております。

2025年11月期以降の経営戦略でも、引き続きデータ活用は重要な役割を果たすと考え、デジタル分野への開発投資を進め、営業部門だけでなくバックオフィス機能の強化にも積極的に取り組んでまいります。

(注) IFA: Independent Financial Advisor「独立系ファイナンシャルアドバイザー」とも呼ばれる、金融アドバイザーの業態の一種。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等

当社は事業拡大と企業価値向上のために、売上高、営業利益、営業社員数、新規契約件数、新規顧客数、会社集

客件数及び契約譲受移管合意件数を重要な指標にしております。

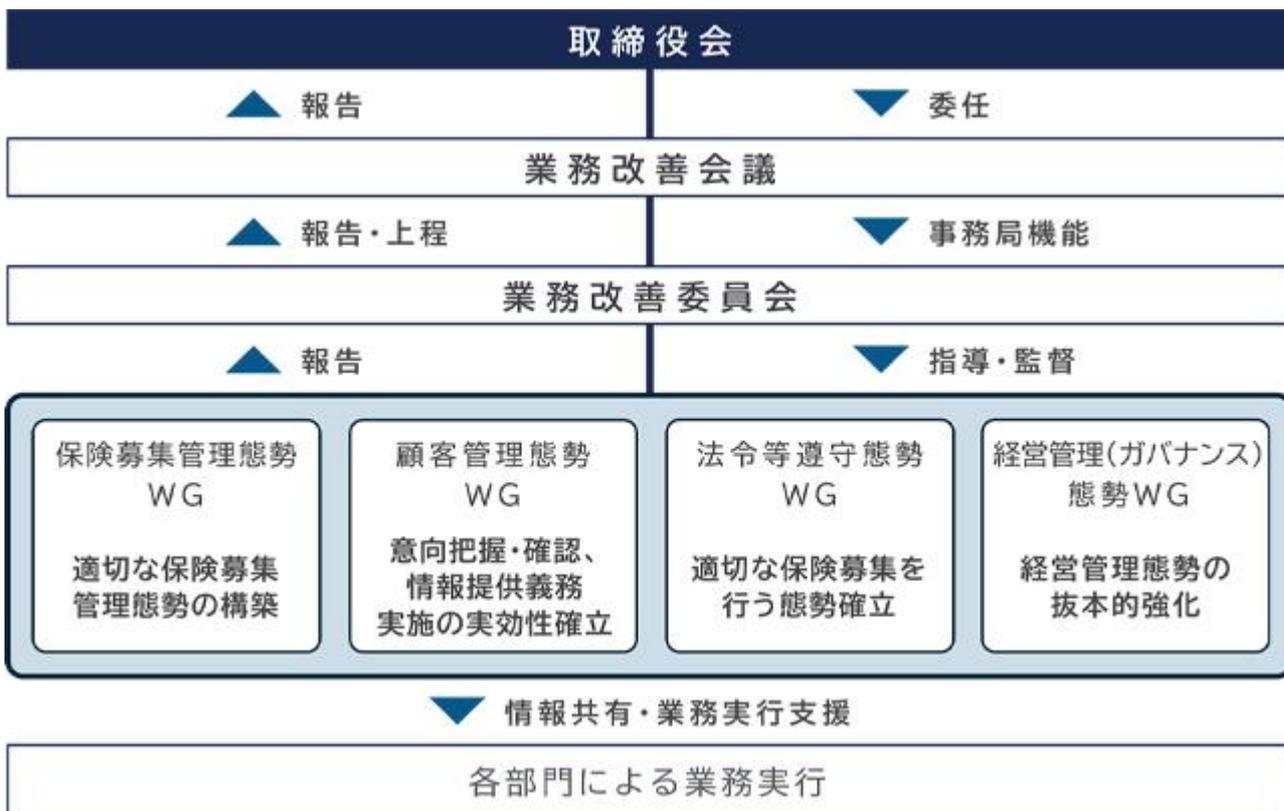
(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

業務改善計画の推進

当社は、業務改善計画推進のための会議体として、2025年12月1日付で、「業務改善会議」及び「業務改善委員会」を発足いたしました。同年10月15日に掲げたコーポレートスローガン「NEXT」のもと、「会社の実務価値はお客さまのために発揮されるもの」との認識を全社員で共有し、より価値ある企業へと変革すべく、全社一丸となって業務改善に取り組んでまいります。

業務改善会議は、業務改善計画に基づく改善施策の実効性を検証するとともに、改善活動の推進や定期的な全社員アンケート等を通じて、現場社員の意見を積極的に採り入れる場として運営いたします。

業務改善委員会は、業務改善会議の運営及び事務局機能を担い、各部門と連携し、各業務改善策の検討や現場の課題抽出を担う「ワーキンググループ」の指導・監督を行います。現場社員が主体的に参画し、経営層と現場が一体となる仕組みづくりにより、迅速かつ実効性のある経営を実現してまいります。



業務改善命令受領後の当社の取組

- 2025年8月6日 関東財務局より業務改善命令(行政処分)受領
- 2025年10月6日 同局に業務改善計画書を提出
- 2025年10月15日 コーポレートスローガン「NEXT」公表
- 2025年12月1日 業務改善会議及び業務改善委員会の発足

具体的な対応は下記のとおりです。

当社のビジネスモデルの特性に応じた保険募集管理態勢の確立

お客さま本位の業務運営を根底に据え、保険募集管理の透明性と健全性を確保するため、組織横断的な意思決定態勢を整備し、迅速かつ柔軟な経営対応を可能とします。従来の縦割りの経営態勢から脱却し、部門間の連携を強化した経営態勢へと転換を図るとともに、信頼性の高い保険募集管理態勢の構築に向け、組織力と人員配置の両面で強化を図ってまいります。

顧客本位の業務運営

(情報提供義務・意向把握・確認義務を着実に実施するための実効的な態勢の確立)

当社はお客さまの利益を最優先に、丁寧で正確な情報提供と適切な意向把握・確認に努めます。お客さまにとって最適な商品選択のご支援、業務品質・サービス水準の向上、履行状況を確認できる態勢の整備等を通じて、顧客本位の業務運営を確実に実施することで、保険募集活動における信頼性の向上を図ってまいります。

適切な保険募集を行うための法令等遵守態勢の確立

当社は、法令遵守と内部統制を経営の最重要課題と位置づけ、全社員への教育・研修を通じてコンプライアンス意識の向上を図るとともに、お客さま本位の業務運営を支える組織態勢の強化に努めます。制度改正への柔軟な対応や保険業務プロセスにおける適正な運営を通じて、企業としての社会的責任を果たし、お客さまからの信頼に応える募集管理態勢の強化に努めてまいります。

経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化

健全で持続可能な企業活動の実現に向け、形式的な統治にとどまらない、実効性ある経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化を進めています。取締役会の機能強化や社外取締役の知見活用をはじめ、組織全体の透明性・健全性・信頼性の向上と、変化に強い経営基盤を構築してまいります。

情報管理・開示における信頼性と誠実性の追求

当社は、適正な情報管理と透明性ある情報開示を通じて、ステークホルダーの皆様からの信頼にお応えします。情報セキュリティ態勢や個人情報保護の強化、顧客情報の管理・活用の質向上を通じて、リスクマネジメント意識の向上を図ります。情報開示においてもわかりやすさと適正性に留意し、より信頼性の高い発信を行ってまいります。

上記対応による業務改善計画の着実な推進に加え、2025年5月に成立した「保険業法の一部を改正する法律」への対応につきましても、確実に進めてまいります。今後も万全の準備を整え、円滑な業務運営を実現してまいります。

保険代理店事業の確実な成長

当社は、全国展開する営業網を最大の強みとし、これをさらに拡大することで事業の持続的な成長を目指します。お客さまサイドに立ち、共に解決策を考える伴走型ファイナンシャルプランニングを全国のあらゆる地域で提供し、顧客からさまざまなお金に関する相談を承ります。人生設計や資産形成のためのアドバイスを行うことで、顧客に安心を提供することは、当社の社会的な意義かつ使命であると考え、活動しております。

当社では、顧客へのフォロー体制を強化するとともに、営業社員の安定した訪問先を確保することを目的として、契約譲受ビジネスや全国規模の異業種企業との提携を積極的に推進し、企業としての集客力向上に取り組んでいます。また、「保険業法の一部を改正する法律」により、態勢整備の強化が求められています。当社はこの法改正をお客さま本位のサービスを強化するための成長機会と捉え、データ整備やDXを積極的に推進し、業務品質の向上を図ってまいります。さらに、これらの取組状況を開示することで、透明性の高い事業運営を行います。より良いサービスを提供することが業務品質と顧客満足度の向上につながり、確実な成長の基盤になると考えております。

成長を加速させる新規ビジネスの開拓と推進

保険業界の国内市場が成熟化する中、持続的な成長を実現するための戦略として、新規ビジネスの開拓と推進が重要性を増しています。当社においては契約譲受の拡大に注力し、顧客基盤の強化や保険契約数の増加を実現することで、収益の安定性を高めます。これにより、特定市場への依存リスクを軽減し、より安定的な経営基盤を構築することが可能となります。また、IFAビジネスや金融教育事業など、近隣分野を通じた顧客接点の拡大や収益源の多様化を図ります。

同時に、当社の強みである全国展開の営業網と営業社員数を活かし、経営資源の最適配分を実現することで、全社的なコスト効率の向上も期待できます。

顧客価値の創造においては、ファイナンシャルプランニングや資産形成など、顧客の多様なニーズに応える総合的なサービスを提供します。これにより、顧客接点が拡大し、ブランド価値と顧客満足度の向上が実現します。さらに、競合他社との差別化が可能となり、市場シェアの拡大につながります。

これらの取組は相乗効果を生み出します。新規事業を通じて獲得した知見や顧客基盤は、既存事業の強化にも寄与し、総合的な企業価値の向上と持続的な成長の実現を可能にします。

事業拡大を支えるデジタル技術への投資（DX）

近年、デジタル技術の急速な発展を背景に、保険業界においてもその影響はますます顕著になっております。当社におきましても、多様化する顧客ニーズやデジタル化の進化に的確に対応し、より高品質なサービスの提供を目指しております。その一環として、セキュリティ及び個人情報保護に十分配慮しつつ、CDPやCRM（Customer Relationship Management）などのデジタルツールを積極的に活用した業務推進に努めてまいります。

既に保有している顧客情報をはじめとする大量のデータを整備し、業務効率や生産性の向上を図るとともに、マーケティングへの応用など、デジタル技術への投資は企業価値の向上と顧客満足度の向上に寄与すると考え、継続的に推進してまいります。

人的資本への投資

当社のさらなる成長のためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠です。社員教育の強化と研修制度の充実により、社員の生産性向上と業務の効率化を図ります。また、社員が希望する職種への異動を表明しやすい環境を整備し、適正に合わせた配置の最適化を図ります。同時に、異動に伴うリスクリング機会の提供を通じて、組織力とバックオフィスの機能を強化します。これにより、社員一人ひとりの成長を促し、組織全体の活性化を目指します。さらに、健康経営への取組や社員のメンタルヘルスケアの強化にも継続的に取り組み、働きやすい環境を整備します。これらの総合的な取組により、当社は持続的な成長を実現してまいります。

積極的情報開示とIR活動の強化

当社は、全てのステークホルダーの皆様と信頼関係を築くためには、正確かつ明確な情報発信が不可欠であると考えております。業務改善計画の進捗状況等、各種取組の内容については、随時、当社ホームページで開示いたします。また、株主及び投資家の皆様との建設的な対話を通じて企業価値の向上を目指し、IR活動を一層強化してまいります。さらに、より幅広いステークホルダーの皆様との接点を広げるため、保険業界や当社のビジネスモデルについて理解を深めていただける資料の整備及び海外投資家の方々に向けた英語版資料や情報発信の充実にも取り組んでおります。投資家の皆様と対話する中で寄せられたご意見は、積極的に経営に反映し、今後も透明性の高い企業経営を推進してまいります。適切で丁寧な情報開示を心がけ、皆様に安心してお選びいただける企業を目指してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、経営理念に基づき、お客さまとご家族の一生涯に寄り添うことで、安心して満ちた豊かな人生の時間を実現し、お客さまと社会への貢献を通じて持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) ガバナンス

当社では、コーポレート・ガバナンスコードへの適切な対応は、企業価値を継続的に高めていくために必要不可欠であると考えております。経営の監督と執行の分離による実効的なコーポレート・ガバナンスを推進することで、持続的成長を実現いたします。取締役会においてはサステナビリティ基本方針に則した活動及び計画について報告を受け、ESGに関するリスク及び機会の管理を行います。

詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

また、具体的な取組内容や数値推移については、当社IRサイトにおいてESGデータブックにて公開し、毎年更新を行います。

IRサイト：<https://fpp.jp/ir/>

(2) 戦略

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

<人材育成方針>

当社はファイナンシャルプランニングの提供を通じた保険販売を収益の主軸としていることから、営業社員数の増加が業績拡大において非常に重要な要素となります。同時に、管理部門の人員も含め、当社の理念に賛同する多様な人材を採用すること、一人ひとりの個性と能力を伸ばしていくことが、当社が高い成長性を維持していくために重要であると考えています。

また、性別・国籍・思想・信条等にかかわらず、実績・能力・適性・人格を評価して採用や上位職登用を行うほか、さまざまな経歴を持つ人材が独自の知見やスキルを発揮して活躍しやすい環境を提供しております。それぞれの人材が持つ知見やスキルについて、互いに教え合う当社の風土を通じて所属部門を越えた共有と活用を図ってまいります。

・主な取組

採用の強化：営業社員については紹介制度を設けることで採用活動の活性化を行っております。

また、2024年4月入社から新卒採用を開始しております。

育成の強化：未経験者でも安心して働けるよう入社時には約1か月間の営業社員向け基礎研修を行います。入社3か月後研修や先輩社員によるOJT教育、上司による面談・評価制度を設け、職場全体で新人育成を行います。

また毎年、全国の統括部ごとに会社主催の研修を開催し、社員の成長の機会としております。

<社内環境整備方針>

社員がいきいきと働けるように、それぞれの状況に合わせた柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組んでおり、定年後の再雇用、男性の育児休業取得も推進しています。営業社員においては出社の自由度が高い勤務形態としています。

また、メンタルヘルス研修やハラスメント対策を継続的に実施するとともに、労働時間や有給休暇取得状況の適切な管理を通じて、働きやすく心理的安全性に配慮のある職場環境の整備に取り組んでいます。

・主な取組

女性管理職の登用強化：女性管理職を積極的に登用します。

健康経営の推進：残業時間を一定水準以下にするとともに、有給休暇の取得を促進します。

当社は今後も、社員のワークライフバランスを充実させ、組織の活性化に取り組んでまいります。

(3) リスク管理

当社は、リスク管理に係る基本的な考え方を「リスク管理規程」に定めており、リスクカテゴリー分類において、ESGリスク（気候変動・経済環境変化・法改正等）の主管部署を経営企画部と定めております。組織体制の確立

を率先して行うことにより、持続的成長を確実にするためのリスクも含めた各リスクの評価・改善体制を構築しております。

また、組織横断的な取組が有効との考えに基づき、代表取締役社長を委員長として常勤取締役、リスクマネジメント部長、業務品質部長から構成されるリスクマネジメント委員会を年2回開催しております。同委員会には常勤監査役と社外の弁護士をアドバイザーとして招き、適宜意見を求めるなど実効性あるリスク管理に取り組むとともに議論の内容は、取締役会に報告を行っています。

詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」及び「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、上記「(2) 戦略」において記載した、人材育成方針及び社内環境整備方針に係る指標について以下の方針及び取組を実践しております。

<当社における女性社員の状況>

当社では、上記人材育成方針に記載したとおり、社内の多様性を確保するために積極的に女性を採用しており、2025年11月期の採用に占める女性の割合は59.6%となっております。また、性別を問わない公正な評価・処遇制度の実現などを通じて、2026年11月期末までに管理職に占める女性社員の割合を20.0%以上とすることを目標としており、2025年11月期末時点で14.7%となっております。

<当社における残業時間及び有給休暇取得率に関する目標>

当社では、上記社内環境整備方針に記載のとおり、社員が心身ともに健康で活躍できる職場づくりに取り組むため、月平均残業時間を10時間以内、有給休暇取得率()については90%以上を維持することを目標としており、2025年11月期の月平均残業時間は3時間39分、有給休暇取得率は105.6%となっております。

有給休暇取得率は、その期に取得した有給休暇数(繰り越しを含む)÷その期に付与された有給休暇数で算出しております。

3 【事業等のリスク】

当社の将来的な事業展開その他に関し、リスク要因の可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりです。当社はこれらのリスク発生の可能性を把握した上で、発生回避及び発生した場合の早期対応に努めます。

具体的には、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてその主管部を定めてリスクごとに管理を行うとともに、リスクマネジメント委員会において個別リスク分析と重要性判断を行う管理体制を構築しております。詳しくは「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 会社の機関の内容 e. リスクマネジメント委員会」をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) リスクの分類

当社は、管理対象とするリスクを、「外部環境」「事業戦略」「財務リスク」「オペレーショナルリスク」「エマージングリスク」の5つのリスクカテゴリーに分類しております。以下は、大分類ごとの主なリスクを示したものです。

リスク項目

大分類	小分類
外部環境	ESGリスク (気候変動・経済環境変化・法改正等)
事業戦略	戦略リスク レピュテーションリスク
財務リスク	流動性(資金繰り・市場)リスク 信用リスク 価格変動リスク 不正会計リスク
オペレーショナルリスク	オペレーショナルリスク 事務リスク 情報セキュリティリスク システムリスク 法務・コンプライアンス 人事・労務 事業継続リスク
エマージングリスク	エマージングリスク

(2) 重要性が高いリスク

「(1) リスクの分類」において管理対象とするリスクのうち、発生した場合の影響度及び発生可能性の観点から特に重要性が高いと評価されるリスクは以下のとおりです。

外部環境

保険業法等の法改正により、従来の営業手法が制限を受けるリスクについて(顕在化可能性:小 / 影響度:大)

当社は、生命保険代理店・損害保険代理店として保険業法に基づく登録を行っており、同法及びその関係法令や関係当局の監督等による規制・指導等を受けながら、サービス提供及び保険募集を行っております。これら法令に違反する行為が行われた場合や、やむを得ず遵守できなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、代理店登録の取り消しに至った場合には、事業活動全体に深刻な影響が出る恐れがあります。

令和7年保険業法改正に係る政令(案)については既に対応に着手していますが、今後も保険業法や監督指針、自主規制等の大きな変化があった場合には、当社のサービス提供及び保険募集の方法が制限を受け、運営方式の見直しやコスト増加、代理店手数料体系の変更を余儀なくされる可能性があります。

当社は、2025年8月に関東財務局より受領した行政処分(業務改善命令)に基づき提出した業務改善計画の着実な実行と、新たなコーポレートスローガン「NEXT」の推進に取り組んでいます。また、保険業法等の法改正や監督指針の変更等を今後も速やかに把握し、迅速な対応策の実施や販売チャネルの多様化等、ビジネスモデルの変革に

努めることで、これらのリスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

事業戦略

a. 特定人物への依存について（顕在化可能性：小 / 影響度：大）

当社代表取締役社長である黒木勉は、創業者として企業文化の創造や経営方針、戦略の決定等に重要な役割を果たしてきました。そのため、健康上の理由やその他の事由により同氏の業務遂行が困難になった場合、当社の意思決定や事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では経営に関する重要な事項は取締役会で決定しており、意思決定プロセスを特定の個人に依存しない体制と、適切な業務フォローを整えているため、リスクが顕在化した場合でも、その影響度は低減できると考えています。万が一の際は創業者との連携を密にとりリスクを最小限にとどめます。

b. 新聞・テレビ・雑誌及び同業他社などによる風評流布リスクについて（顕在化可能性：中 / 影響度：大）

当社に関する新聞・テレビ・雑誌・YouTube等の報道によって、一時的に信用を毀損する事態が発生し、株価や営業活動、ブランドイメージなどに影響を及ぼし、その結果として業績悪化につながる可能性があります。

2024年11月期以降、当社に対する保険会社からの便宜供与に関する一連の報道を受け、少なからず業績に影響を及ぼしましたが、規程等の整備やガバナンス体制の強化等、さまざまな対応策を講じてまいりました。今後も、常に法律や規則を遵守した適切な業務運営に努め、社会的信用の向上に努めます。社内の関係者や顧問弁護士、専門機関等と連携体制を整えているため、万が一リスクが顕在化した場合においても、被害を最小限に抑える行動ができると考えております。また、当社ホームページやプレスリリースを通じて正確な情報発信を行うことで、リスク低減を図ります。

オペレーショナルリスク

a. 情報セキュリティリスク及びシステムリスクについて（顕在化可能性：中 / 影響度：大）

当社では、事業運営にあたり、複数のシステムを活用しております。外部からの不正なアクセスによる情報漏えい、予期せぬシステム障害、攻撃型メール等の影響で、当社システムが利用不能となり事業活動が停止することがあります。また、場合によっては身代金の要求や情報漏えいによる損害賠償請求が生じ、経済的な損失リスクが発生し、当社の信用やブランドイメージ、財務状況に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

当該リスク軽減のため、現時点で可能な範囲で物理的なアクセス制限やセキュリティ対策を講じています。さらに、役職員に対しては定期的に情報セキュリティに関する研修・教育や訓練を行い、リスクへの感度を高めるなどの対策を進めています。

b. 人材の確保について（顕在化可能性：中 / 影響度：大）

当社事業においては、営業社員数の確保が最も重要な経営課題の一つです。しかし、人員計画どおりに採用が進まなかった場合や、退職者が急増した場合には、十分な営業体制を維持できず、財政状態や経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

また、管理部門でも高度な専門性が求められるため、優秀な人材の確保や人員の維持ができない場合には、事業展開やコンプライアンス対応に支障が生じる可能性があります。

当社では、リファラル採用の推進をはじめとした採用強化策や、柔軟な勤務制度の導入等、定着率向上に向けた取組を進めています。そのため、現時点では大きなリスクが顕在化する可能性は低いと考えています。

今後も採用強化とともに、従業員の定着率を向上させるため、働き方の見直しを社会情勢にあわせて継続的に行ってまいります。また、適宜ジョブローテーション等を行い、従業員エンゲージメントを高める職場環境づくりに取り組むことで、リスク軽減に努めています。

c. 役職員の不祥事に係るリスクについて（顕在化可能性：中 / 影響度：中）

役職員においては、関連法令及び社内規程遵守が求められています。また、業務外においても不適切な商取引などに関与しないよう、十分注意する必要があります。

一方で、役職員が業務上、詐欺行為や脅迫、横領、インサイダー取引等を行い、会社が社会的責任を問われるリスクがあります。さらに、サービスに関する顧客からのクレームや、従業員が業務範囲外で顧客と接触したり、副業を勧誘したりすることで信用失墜を招くリスクもあります。加えて、SNS等で従業員の不適切な対応が拡散され、炎上した結果、社会的な信用が低下するリスクも存在します。このように、役職員個人の意識欠如により、さまざまな不祥事等が発生し、それが当社の財務状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスク低減のために、当社では役職員向けの法令等遵守体制の強化・維持に取り組んでいます。定期的に業務全般に関するコンプライアンス研修や確認テストを実施し、法令遵守の徹底を図っております。また、業務外においても就業規則及び社会一般通念上の規範遵守はもちろんのこと、適切性が疑われる事案等への関与を避けるため、社内研修を通じて注意喚起を行っています。これらの取組によって、リスク低減は実現可能と考えています。

d. 大規模自然災害等による事業継続リスクについて（顕在化可能性：小～大 / 影響度：小～大）

水害や地震等の自然災害、戦争、新型コロナウイルス感染症といった流行の発生により、事業活動が制限される可能性があります。これらの事象が起きた場合、顧客との面談機会の減少や営業活動の停滞等が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクについては事象によって顕在化する可能性や影響度合いに違いがあるため、当社では複数の対策を総合的に実施しています。具体的には、大規模災害の発生に備えて、「危機管理規程」や「災害に関する事業継続計画（BCP）基本計画書」を制定し、緊急時でも的確に対応できる体制を整備しています。コロナ禍におけるテレワーク勤務や「オンラインFP相談」導入により、影響を最小限に抑えた実績があることから、自然災害や感染症によって出社制限や対面営業の停止が必要になった場合にも、リスクを低減することができると考えております。これらの施策は、将来の類似事象発生の際のリスク低減策として有効に機能すると考えております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

[経営環境]

当事業年度（2024年12月1日～2025年11月30日）における日本経済は、緩やかな回復基調を維持しています。2025年11月の景気DIは44.1となり、6か月連続で改善傾向が見られました。国内景気は、仕入単価の上昇が伸び悩み要因となったものの、観光産業や半導体需要の好調を受け、全体としては改善傾向が続きました。今後の国内経済については、一進一退を繰り返しつつも、緩やかな回復基調が継続すると見込まれます（出典：株式会社帝国データバンク「2025年11月の景気動向調査」）。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が全体の回復を下支えすることが期待されますが、米国の通商政策が国内経済に与える下振れリスクに対しては、引き続き、慎重な注視が必要です（参考：内閣府「月例経済報告（令和7年11月）」）。

金融分野においては、11月に日経平均株価が過去最高値を更新するなど、市場の活況が続いています。また、「貯蓄から投資へ」という流れが一層進み、特に投資信託を活用したNISAやiDeCoの普及拡大に伴い、金融リテラシーの重要性が高まっています。こうした背景から、当社サービスへの需要も着実に増加しています。

保険業界においては、個人年金保険の新規契約件数が前年同期比で微減となりました（出典：一般社団法人生命保険協会「生命保険事業概況」月次統計 2025年9月）。一方で、2人以上世帯における医療保険の世帯加入率は95.1%と、医療系保障に対するニーズは非常に高い傾向です。また、死亡・医療・老後・介護への経済的備えについて「現在の備えでは不安」と回答する割合は6～7割に上り、今後増やしたい生活保障準備項目としては、世帯主や配偶者の老後生活資金や介護資金が高い割合を示しています（出典：公益財団法人生命保険文化センター「2024（令和6）年度 生命保険に関する全国実態調査」）。

当社においては、契約件数の伸びに停滞が見られるものの、お客さまの将来に対する不安の高まりを受け、資産形成や老後資金準備に関するご相談をはじめ、サービスへの需要は今後も継続するものと期待できます。

当事業年度における、各取組状況は次のとおりです。

a. 営業社員数と保険契約見込顧客数の拡大：採用強化と営業社員の定着率向上に向けた施策の推進

当社は全国47都道府県に拠点を展開し、地域密着のサービス体制の強化に取り組んでいます。当事業年度は、営業社員及び販売網の拡充を重点施策とし、新たに491名の営業社員を採用いたしました。その結果、2025年11月末時点の営業社員数は2,333名となり、前期末比で7.3%減（185名減）となりました。また、採用活動強化の一環として、入社希望者に当社への理解を深めていただくため、全国各地で採用セミナーを開催し、計190回、延べ698名にご参加いただきました。さらに、定着率向上を目的として表彰制度に関連する施策を実施するとともに、営業社員のスキル向上と営業体制の強化に努めております。

現在、保険契約の見込顧客数はやや低調に推移していますが、今後は営業社員数の拡充とあわせて、顧客基盤の拡大とサービス向上に向けた取組を一層強化し、お客さまに安心してご相談いただける環境の整備に引き続き努めてまいります。

b. 契約譲受ビジネス：保険業法改正を背景に、契約譲受ビジネスへの問い合わせが増加

2025年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」の影響を受け、健全な代理店運営に求められるコンプライアンス対応の重要性が高まっています。2021年より開始した契約譲受ビジネスにおいては、代理店経営コストの上昇や後継者不足による代理店数の減少といった構造的な要因を背景とし、当社への問い合わせ件数が増加傾向にあります。同法は2026年5月末までに施行される予定であり、今後も同様の傾向が継続すると見込まれます。

当事業年度においては、合計14,620件の契約譲受移管について合意に達しました。このうち12,046件が生命保険契約であり、丁寧にアフターフォローを実施することで、既存契約の見直しを通じた新規契約の獲得が期待できます。また、非連結子会社であるプレステージ社については128,124件の契約を保有しております。

契約譲受ビジネスの拡大を見据え、新たな拠点として「総合支社」を開設し、当社への参画を希望する営業社員の受け入れ体制を整備する等、来期以降の事業拡大に向けた基盤づくりを着実に進めております。今後も、当社の強みである全国展開及び担当FP制を活かし、より充実した顧客サポート体制を構築しながら、事業拡大に向けた取

組を進めてまいります。

c. マネードクタープレミアビジネス：新規出店と「ライフプラン相談会」開催による顧客接点の創出

当社は、人生設計からお金の終活まで、お客さまのお金に関するあらゆることを、落ち着いたプライベート空間でファイナンシャルプランナーへご相談いただける、ワンランク上のお金の総合サービス「マネードクタープレミア」を全国主要都市に展開しております。お客さまからのご支持を受け、当事業年度においては、新たに6店舗（イオンモール橿原店、あまがさきキューズモール店、心齋橋パルク店、イオンモール京都桂川店、イオンモール仙台上杉店、上大岡京急店）を開設いたしました。地域ごとの特性を活かした店舗コンセプトと、立地に即したイメージ戦略により、全国的に安定した集客増加を達成しております。

また、資産形成への関心が一層高まる中、今期も「マネードクタープレミア」店舗スタッフによる「ライフプラン相談会」を各地域で開催し、新規顧客との接点を創出するとともに、ブランド認知度の向上と集客拡大及びファイナンシャルプランニングの普及に取り組んでまいりました。今後もより多くのお客さまにご満足いただけるよう、サービス提供体制の強化に注力してまいります。

d. 損害保険の業績拡大：プレステージ社の全株式取得による事業強化とシナジー醸成

当事業年度においては損害保険専任営業社員を17名増員いたしました。9月には、保険代理店であるプレステージ社の全株式取得に合意いたしました。これにより、損害保険事業の拡大と生命保険販売の強化が見込まれ、生損保両分野で高いシナジー効果が生まれるものと考えております。

また、当社は損害保険事業のさらなる成長を目指し、新規契約の獲得に加えて、損害保険代理店とのアライアンスによる事業拡大にも取り組んでおります。これらの取組により、損害保険事業の拡大を促進し、損害保険と生命保険のクロスセルを進めることで、売上高及び利益の増加を見込んでおります。

e. 新規事業領域：IFA事業の成長と金融教育の拡充

当事業年度においても、証券口座数、預かり資産残高ともに順調に増加し、今後のストック収入の拡大に向けた基盤を確立しております。教育事業では、企業従業員向け金融教育プログラム「MONEY SCHOOL（略称：マネスク）」の全国展開を推進し、当事業年度の導入企業数は、前期末の6社から3社増加し、9社となりました。また、サービス内容の一部改善により、マネスクの講師を務める「マネーティーチャー」との面談件数も増加傾向にあります。さらに、マネスクの受講を通じて金融商品にご関心をお持ちいただいたお客さまが、当社FPによるファイナンシャルプランニングをご希望され、実際に保険契約のお預かりにつながるケースが増えています。

今後もマネスクを活用した従業員金融教育の機会を継続的にご提供し、全国的な金融リテラシーの向上に貢献してまいります。

当社は今後も営業社員の採用強化、保険契約における見込顧客数の拡大及び業務の効率化に取り組んでまいります。また、全国に広がる当社のネットワークを最大限に活用し、地域社会に密着した営業基盤の強化を推進することで、業績向上を目指してまいります。どなたでも安心してファイナンシャルプランナーにご相談いただける環境の整備を整え、金融リテラシーの向上と資産形成の支援に取り組みます。これらの事業活動を通じて、社会的価値の向上に努めてまいります。

[当期の業績]

当事業年度の売上高は、営業社員数の純減、提携企業集客の減少等により、新規契約数が前期から減少し、32,104,060千円（前期比9.9%減）となりました。

売上原価は、売上高の減少に伴う外交員報酬の減少等により21,430,518千円（前期比8.7%減）となりました。販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う給料手当及び広告宣伝費の増加等により7,689,356千円（前期比12.8%増）となりました。

これにより営業利益は2,984,185千円（前期比44.0%減）、経常利益は3,153,767千円（前期比42.6%減）、当期純利益は2,042,386千円（前期比47.7%減）となりました。

なお、セグメントの業績につきましては、当社は保険代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

a. 財政状態

当事業年度における財政状態は次のとおりであります。

（資産）

当事業年度における総資産は、前事業年度と比べ124,078千円減少し18,401,644千円となりました。これは主に、配当金の支払により現金及び預金が1,235,731千円減少した一方で、固定資産の取得により土地が307,803千円、契約関連無形資産が179,466千円、関係会社株式が469,974千円増加したこと等によるものです。

（負債）

当事業年度における負債は、前事業年度と比べ112,834千円減少し6,580,220千円となりました。これは主に、課税所得の減少により未払法人税等が392,588千円、外交員報酬の減少に伴い買掛金が83,209千円、未払費用が129,333千円減少した一方で、借入により長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が526,360千円増加したこと等によるものです。

（純資産）

当事業年度における純資産は、前事業年度と比べ11,243千円減少し11,821,424千円となりました。これは主に、配当金の支払等により繰越利益剰余金が124,384千円、自己株式の処分により自己株式が47,600千円減少した一方で、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ33,589千円増加したこと等によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は1,235,731千円減少し、7,519,355千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は2,260,252千円（前期は4,390,163千円の収入）となりました。これは主に、法人税等の支払額1,442,247千円により資金が減少した一方で、税引前当期純利益の計上3,101,341千円により資金が増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,944,519千円（前期は2,433,290千円の支出）となりました。これは主に、固定資産の取得による支出1,306,442千円、非連結子会社株式の取得による支出606,123千円により資金が減少したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,557,862千円（前期は5,161,978千円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払額2,149,762千円により資金が減少した一方で、長期借入れによる収入600,000千円により資金が増加したこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社は受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当社は保険代理業の単一セグメントであるため、事業ごとの販売実績を記載いたします。

サービスの名称	販売高(千円)	前期比(%)
生命保険代理店業	30,413,600	89.4
損害保険代理店業	1,363,679	118.4
その他の事業	326,780	75.5
合計	32,104,060	90.1

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
アクサ生命保険株式会社	8,199,300	23.0	8,032,856	25.0
マニユライフ生命保険株式会社	4,710,322	13.2	3,334,319	10.4
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	4,633,155	13.0	3,184,067	9.9
メットライフ生命保険株式会社	3,677,973	10.3	2,867,794	8.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

また、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載のとおりであり、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載の翌事業年度の財務諸表に与える影響は、翌事業年度以降においても同様に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

当社の財政状態の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は、営業社員数の純減、提携企業集客の減少等により、新規契約数が前期から減少し、32,104,060千円（前期比9.9%減）となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の売上原価は、売上高の減少に伴う外交員報酬の減少等により21,430,518千円（前期比8.7%減）となりました。また、当事業年度の販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う給料手当及び広告宣伝費の増加等により7,689,356千円（前期比12.8%増）となりました。

この結果、当事業年度の営業利益は、2,984,185千円（前期比44.0%減）となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度の営業外収益は、前事業年度に比べ41,948千円減少し、190,094千円（前期比18.1%減）となりました。また、営業外費用は、前事業年度に比べ48,336千円減少し、20,512千円（前期比70.2%減）となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は、3,153,767千円（前期比42.6%減）となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度の特別損失は、抱合せ株式消滅差損の計上により52,426千円（前期発生なし）となりました。

また、当事業年度の法人税等（法人税等調整額を含む）は1,058,954千円（前期比33.4%減）となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は、2,042,386千円（前期比47.7%減）となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

当社のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

d. 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要につきましては、外交員報酬、リース取得関連費等の売上原価並びに広告宣伝費等の販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

運転資金につきましては、保険手数料収入等の営業活動により獲得した資金にて対応しております。

今後も収益構造の強化と成長性の維持のため継続的な設備投資が必要となりますので、安定的な自己資金の確保を目指してまいります。また、主に設備投資等の突発的な資金需要に対しても機動的に資金を調達できるよう、金融機関との間で総額30億円の当座貸越契約を締結しており、流動性リスクに備えております。

e. 経営戦略の現状と見通し

当社が今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載した課題に対応していくことが必要であると認識しております。経営者は外部環境の変化についての情報入手及び分析を継続的に行い、適切な対応策を策定し実施していく方針であります。

f. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

g . 目標とする経営指標

当社は売上高及び営業利益を重要な指標としております。それぞれの経営指標は、月次でPDCAサイクルを回して進捗状況を報告し、毎月15日までの取締役会にて月次業績報告書として分析結果を報告しております。当事業年度の売上高及び営業利益については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 b . 経営成績の分析」をご参照ください。

h . 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

5 【重要な契約等】

(1) 代理店業務委託契約

生命保険会社

代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は次のとおりです。当該契約の概要は、保険募集の媒介を行い、締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといったものです。

生命保険会社（28社）

アクサ生命保険株式会社
朝日生命保険相互会社
アフラック生命保険株式会社
SBI生命保険株式会社
エヌエヌ生命保険株式会社
FWD生命保険株式会社
オリックス生命保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社
住友生命保険相互会社
ソニー生命保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社
第一生命保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社
大樹生命保険株式会社
チューリッヒ生命保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
なないる生命保険株式会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
日本生命保険相互会社
ネオファースト生命保険株式会社
はなさく生命保険株式会社
富国生命保険相互会社
マニユライフ生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
メットライフ生命保険株式会社
メディケア生命保険株式会社
ライフネット生命保険株式会社
楽天生命保険株式会社

上記各契約の概ねは、有効期間を1年間とし、事前に当事者から何等の申出がない場合にはさらに1年間自動更新され、以降も同様です。

損害保険会社

代理店業務委託契約を締結している損害保険会社は次のとおりです。当該契約の概要は、保険募集の代理等を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといったものです。

損害保険会社（15社）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
アクサ損害保険株式会社
AIG損害保険株式会社
SBI損害保険株式会社
セコム損害保険株式会社
ソニー損害保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
SOMPOダイレクト損害保険株式会社
Chubb損害保険株式会社
東京海上ダイレクト損害保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
日新火災海上保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社
楽天損害保険株式会社

上記各契約の有効期限は無期限若しくは1年間であり、当事者の双方の同意若しくは、当事者の一方の申出により解除することができます。有効期間が1年間の契約は、事前に当事者から何等の申出がない場合にはさらに1年間自動更新され、以降も同様です。

なお、前事業年度の有価証券報告書に記載したイーデザイン損害保険株式会社は、2025年10月1日に東京海上ダイレクト損害保険株式会社に社名を変更いたしました。

(2) 合併契約

当社は、au経済圏における顧客の家計見直し相談サービスの面談予約紹介数の拡大とauグループの顧客の利益を最大化することを目的に、auアセットマネジメント株式会社と合併にてauフィナンシャルパートナー株式会社を設立する契約を2019年9月24日に締結しました。

2023年4月1日にauアセットマネジメント株式会社が保有するすべての株式を同社66.6%親会社のauフィナンシャルホールディングス株式会社へ株式譲渡したことに伴い、同日付で当社とauフィナンシャルホールディングス株式会社との間で合併契約書を締結いたしました。有効期間は2024年3月31日までとし、本契約期間満了3か月前までに当事者から何等の申出がない場合にはさらに1年間延長され、以降も同様です。

(3) 業務委託契約

金融商品仲介業

金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結している証券会社等は次のとおりです。当該契約の概要は、金融商品の売買の媒介を行い、契約締結に至ったものにつき手数料を受けるといったものです。

株式会社SBI証券

PWM日本証券株式会社

楽天証券株式会社

6 【研究開発活動】

当社は、顧客との関係強化と営業現場の業務効率化、近隣分野への事業拡大に向けた研究開発活動を行っており、当事業年度における活動状況は以下のとおりです。

(1) CDP (Customer Data Platform) の開発

顧客満足度の向上と営業社員の再販機会創出を目的に、当社が保有するビッグデータを活用した、データの可

視化を図るためのシステム開発を進めております。これにより、適切なタイミングでのアプローチや、購買傾向や想定されるニーズに適した金融商品の提案など、顧客フォローの充実を図ります。

(2) 基幹システムの刷新（顧客・契約管理システム「hokan®」の導入）

顧客対応力のさらなる強化と、継続的なアフターサービスの高度化を目的に、従来の自社開発基幹システムを全面的に刷新（リプレイス）し、「hokan®」の導入を進めております。

(3) 顧客管理システムへの新規契約情報連携機能の開発

営業社員による新規契約獲得時のデータ入力の簡素化など、業務負荷低減を図る機能開発を進めております。

(4) 近隣分野への事業拡大に向けたマーケティング

本業である保険代理店業から派生する近隣分野への事業拡大に向けた企画検討のため、マーケティングを進めております。

当事業年度における研究開発活動の総額は46,366千円となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等(無形固定資産含む)の総額は930,295千円であり、その主な内容は、自社ビルの取得及び建て替え745,346千円、事務所・店舗内装工事141,355千円であります。

当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は保険代理業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	保険代理業	事務所用設備	10,938	- (-)	2,104	13,043	147
FP秋葉原ビル (東京都千代田区)	保険代理業	事務所用設備	147,593	199,525 (132.62)	402	347,521	76
FP外神田ビル (東京都千代田区)	保険代理業	事務所用設備	62,485	141,703 (102.74)	1,448	205,637	25
FP神田ビル (東京都千代田区)	保険代理業	事務所用設備	108,542	138,943 (106.12)	211	247,698	32
FP日本橋ビル (東京都中央区)	保険代理業	事務所用設備	158,698	207,872 (118.47)	66	366,636	59
FP浅草橋ビル (東京都台東区)	保険代理業	事務所用設備	-	400,151 (295.04)	-	400,151	0
市ヶ谷五番町コート (東京都千代田区)	保険代理業	事務所用設備	37,829	180,045 (432.16)	-	217,874	30
FP浅草橋駅前ビル (東京都台東区)	保険代理業	事務所用設備	206,852	339,998 (183.51)	577	547,428	0
FP名古屋ビル (愛知県名古屋市中区)	保険代理業	事務所用設備	664,408	294,791 (201.05)	4,747	963,946	94
FP心斎橋ビル (大阪府大阪市中央区)	保険代理業	事務所用設備	101,441	264,369 (266.21)	0	365,811	144
FP札幌ビル (北海道札幌市中央区)	保険代理業	事務所用設備	206,919	171,350 (292.23)	5,639	383,910	66
FP仙台ビル (宮城県仙台市太白区)	保険代理業	事務所用設備	-	307,279 (595.07)	-	307,279	0

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
FP浅草橋ビル (東京都台東区)	保険代理業	自社ビル建て替え	996,036	593,981	増資資金及び自己資金	2023年12月	2026年2月	-

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年2月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,267,600	23,270,000	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定の無い当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は100 株であります。
計	23,267,600	23,270,000	-	-

- (注) 1. 2025年12月1日から2026年1月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式数が2,400株増加しております。
2. 提出日現在の発行数には、2026年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2020年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注) 7
新株予約権の数(個)	343,450 [342,250] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 686,900 [684,500] (注) 1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200 (注) 2、8
新株予約権の行使期間	自 2020年10月2日 至 2032年10月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 205 (注) 2、6、8 資本組入額 102.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は2株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、該当時時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。ただし、新株予約権

割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとします。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(1) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

(2) 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

(3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本新株予約権の発行に際し別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記(e)に定められる期間において、次の(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
- (a) 判定価格（下記(e)に定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価格を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が本項への該当を判断するものとします。）。
- (e) 上記(a)乃至(d)における「判定価格」を以下のとおり定義しております。
- () 割当日から1年間：行使価額に100%を乗じた価格
 - () 割当日の1年後から1年間：行使価額に200%を乗じた価格
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要することとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができるものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

- (5) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められません。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

4. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとし、ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとし、

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、上記増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとし、

(8) その他新株予約権の行使の条件

注3に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

注4に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき10円で有償発行しております。

7. 当社の代表取締役である黒木勉は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年9月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月2日付で税理士小川実を受託者として「新株予約権信託」(以下「本信託(第1回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第1回新株予約権)に対して、会社法に基づき2020年10月2日に第1回新株予約権(2020年9月29日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第1回新株予約権)は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、小川実が付与した第1回新株予約権700,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第1回新株予約権)は4つの契約(A01からA04まで)により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	黒木 勉
受託者	小川 実
受益者	受益者候補の中から本信託(第1回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日(信託契約開始日)	2020年10月2日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 250,000個 (A02) 150,000個 (A03) 150,000個 (A04) 150,000個
交付日	(A01) 上場後1年が経過する日の翌営業日 (A02) 上場後3年が経過する日の翌営業日 (A03) 上場後5年が経過する日の翌営業日 (A04) 上場後7年が経過する日の翌営業日
信託の目的	(A01)に第1回新株予約権250,000個(1個あたり2株相当) (A02)に第1回新株予約権150,000個(1個あたり2株相当) (A03)に第1回新株予約権150,000個(1個あたり2株相当) (A04)に第1回新株予約権150,000個(1個あたり2株相当)
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者の中から、当社が定める交付ガイドラインに従い交付日の10営業日前までに受益者を選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。

本信託(第1回新株予約権)は、信託の交付日到来に伴って、当社の役員及び従業員等に対して以下のとおり分配されています。

(A01) 当社取締役8名、当社従業員21名

(A02) 当社取締役2名、当社監査役3名、当社元監査役2名、当社従業員123名、社外協力者2名

8. 2023年7月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年8月16日 (注) 1	9,998,000	10,000,000	-	100,000	-	-
2022年9月22日 (注) 2	1,500,000	11,500,000	1,794,000	1,894,000	1,794,000	1,794,000
2023年7月1日 (注) 3	11,500,000	23,000,000	-	1,894,000	-	1,794,000
2023年9月27日～2023 年11月30日 (注) 4	187,600	23,187,600	19,229	1,913,229	19,229	1,813,229
2024年8月30日 (注) 5	331,400	22,856,200	-	1,913,229	-	1,813,229
2023年12月1日～2024 年11月30日 (注) 4	83,700	22,939,900	8,579	1,921,808	8,579	1,821,808
2024年12月1日～2025 年11月30日 (注) 4	327,700	23,267,600	33,589	1,955,397	33,589	1,855,397

(注) 1 .2020年8月16日付けで普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を実施いたしました。

2 .有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,600円

引受価額 2,392円

資本組入額 1,196円

3 .2023年7月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。

4 .新株予約権行使による増加であります。

5 .2024年8月30日に自己株式331,400株を消却しております。

6 .2025年12月1日から2026年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,400株、資本金が246千円及び資本準備金が246千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			

株主数 (人)	-	12	18	223	52	267	40,000	40,572	-
所有株式数 (単元)	-	13,019	1,826	100,690	1,247	591	115,019	232,392	28,400
所有株式数 の割合(%)	-	5.602	0.785	43.327	0.536	0.254	49.493	100.00	-

(注) 自己株式31,105株は、「個人その他」に311単元、「単元未満株式の状況」に5株、含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
合同会社F Pコンサルティング	東京都文京区後楽2丁目3-3	10,000,000	43.04
黒木 勉	東京都文京区	4,076,841	17.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	878,600	3.78
黒木 真澄	東京都千代田区	600,000	2.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	363,900	1.57
F Pパートナー従業員持株会	東京都文京区後楽1-5-3 後楽国際ビルディング5階	219,006	0.94
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	107,132	0.46
米山 信之	神奈川県川崎市宮前区	56,000	0.24
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-12	31,900	0.14
緒方 延泰	東京都港区	31,406	0.14
計	-	16,364,785	70.43

- (注) 1. 発行済株式の総数から自己株式数(31,105株)を減じた株式数(23,236,495株)を基準に持株比率を算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
2. 合同会社F Pコンサルティングは弊社代表取締役社長黒木勉の資産管理会社です。
3. 2025年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2025年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年11月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数 (株)	株券等保有 割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	217,100	0.94
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	605,900	2.63
計	-	823,000	3.57

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 31,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,208,100	232,081	-
単元未満株式	普通株式 28,400	-	-
発行済株式総数	23,267,600	-	-
総株主の議決権	-	232,081	-

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式 5株が含まれております。

【自己株式等】

2025年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社F P パートナー	東京都文京区後 楽1-5-3	31,100	-	31,100	0.13
計	-	31,100	-	31,100	0.13

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類会社法第155条第3号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年1月14日)での決議状況 (取得期間2026年1月15日~2026年2月27日)	350,000	700,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存議決株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	301,500	699,991,900
提出日現在の未行使割合(%)	13.9	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,750	-

当期間における取得自己株式	1,900	-
---------------	-------	---

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式1,750株及び当期間における取得自己株式1,900株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

2. 当期間における取得自己株式には、2026年2月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	12,252	30,593	-	-
保有自己株式数	31,105	-	334,505	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2026年2月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を考慮した上で、累進配当を継続して実施することを基本方針としております。配当性向については45%を目安としております。また、機動的な配当政策を図り、株主の皆様への利益配分を充実させるため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とし、中間配当及び期末配当の年2回実施できる旨定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2026年1月28日開催の取締役会決議により、1株当たり47円の配当とさせていただきます。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)
2025年6月16日 取締役会決議	1,079,672	47.00
2026年1月28日 取締役会決議	1,092,115	47.00

(注) 2026年1月28日取締役会決議の配当金の総額は、2025年11月30日における最終の株主名簿に記載された自己株式31,105株を除いて記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

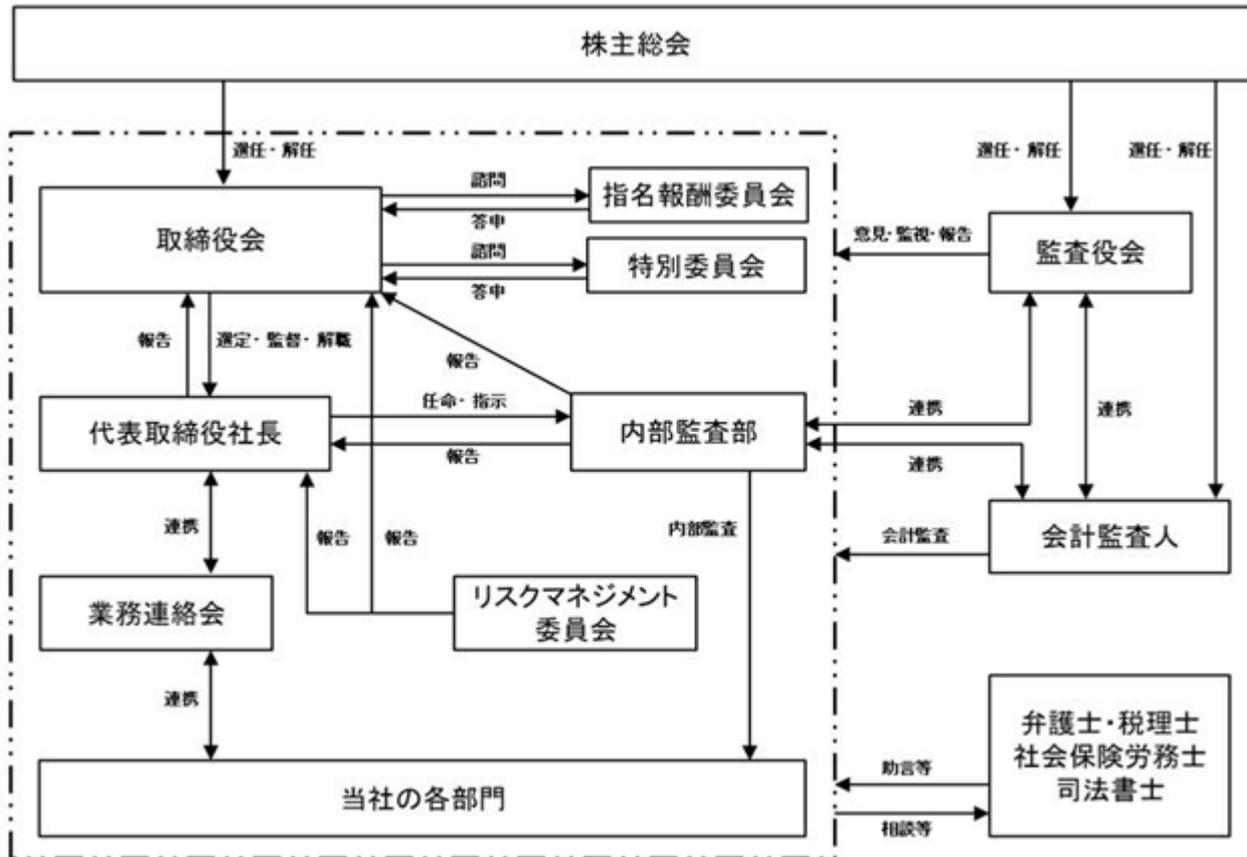
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業としての収益の拡大と企業価値の向上のため、経営管理態勢を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理態勢の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

企業統治の体制

当社の企業統治の体制の概要図は以下のとおりです。



会社の機関の内容

a. 取締役会

当社の取締役会は代表取締役社長の黒木勉又は代表取締役社長の指名する者が議長を務め、毎月原則2回招集し、取締役（田中克幸、安達健二、桑原隆、齋藤巧、藤井喜博）及び社外取締役（井阪喜浩、鈴木正規、田中尚幸、中川真紀子）の10名が出席して、法定、定款及び取締役会規程に定められた事項、その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っており、必要に応じて随時開催することができると定めております。なお、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べる等、取締役の業務執行状況を監査しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社に該当します。監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、常勤監査役1名（渡邊哲也）、非常勤監査役2名（木野綾子、桑原麻美）が独立した立場から監査しております。当該機関の長は、渡邊哲也（常勤監査役）であります。

c. 内部監査部

当社は、内部監査部を設置しております。内部監査人7名は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長並びに常勤監査役へ報告するとともに、監査対象となった部門に対しては業務改善のための指摘を行い、改善状況に

ついてフォローアップを実施しております。

d. 会計監査人

当社では、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

e. リスクマネジメント委員会

代表取締役社長の黒木勉を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置してリスク管理を行うこととしております。「リスクマネジメント委員会」は、取締役（田中克幸、安達健二、桑原隆、齋藤巧、藤井喜博）、業務品質部長、リスクマネジメント部長を委員とし、弁護士齋藤理央（法律事務所 碧）もアドバイザーとして参加し、当社に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。

f. 業務連絡会

取締役（黒木勉、田中克幸、安達健二、桑原隆、齋藤巧、藤井喜博）及び社外取締役（井阪喜浩、鈴木正規、田中尚幸、中川真紀子）、常勤監査役（渡邊哲也）及び社外監査役（木野綾子、桑原麻美）で構成され、テーマ・議題に応じて関連する執行役員、ライン部長を招集して論議を行い、論議内容を各部署に共有しております。当該機関の長は、代表取締役社長の黒木勉であります。

g. 指名報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の諮問機関である指名報酬委員会を設置しております。取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は取締役会の決議により、独立社外取締役の中から選定することとしております。

指名報酬委員会は、取締役の選任及び解任に関する事項、代表取締役、役付取締役の選定・解職に関する事項、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の妥当性や取締役の個人別の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行います。

委員長 井阪喜浩、委員 鈴木正規、中川真紀子、田中尚幸、黒木勉

h. 特別委員会

当社は、大株主と少数株主との利益が相反する重要な取引について少数株主の利益保護の観点から手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の諮問機関である特別委員会を設置しております。取締役会が選定した3名以上の取締役、監査役で構成され、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は取締役会の決議により、独立社外取締役の中から選定することとしております。

委員長 鈴木正規、委員 井阪喜浩、中川真紀子、田中尚幸、渡邊哲也

当社は、2026年2月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、これらが承認可決された場合の取締役及び監査役については、後述の「(2) 役員の状況 役員一覧 b」のとおりとなります。

当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会を設置し、日常的な業務監査等を担う役割として内部監査部を設置しており、これらの各機関が相互に連携することにより、企業価値を向上させるための効率的な監査体制を構築しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム基本方針」を定め、この基本方針に則り、内部統制システムの整備・運用を行っております。以下の体制から、今後もコンプライアンス体制の維持・強化と内部統制システムの充実に努めてまいります。

なお、当社は、2025年8月に関東財務局より保険業法に基づく業務改善命令を受領いたしました。当社は本件を厳粛に受け止め、同年10月に公表いたしました業務改善計画において、取締役会の運営改善等によるガバナンス態勢の抜本的強化に取り組むこととしております。当社は、2026年2月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事

項)として、「取締役10名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は社外取締役が過半数を占める運営体制に移行する予定であり、新しい運営体制の下で、業務改善計画の実行によるガバナンス強化の実現を踏まえて、当該体制整備に関する見直しの決議を行う方針であります。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)コーポレート・ガバナンス

イ) 取締役及び取締役会

- ）取締役会を原則毎月2回開催とし、さらに必要に応じて適宜、取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行の重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年とする。さらに、取締役の業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
- ）取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高める。また、過半数を独立社外取締役で構成する特別委員会を設置し、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について審議・検討を行う体制を整備する。
- ）取締役会は、内部統制システム基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

ロ) 監査役及び監査役会

監査役は、法令に定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性、妥当性について監査を実施する。

ハ) 内部監査部門

内部監査部は代表取締役社長直轄の独立部門として、各部・支社の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を取締役に報告する。

(b)コンプライアンス

イ) コンプライアンス体制

取締役及び使用人が遵守すべき行動規範として、コンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルを定め、周知徹底する体制を整備する。

ロ) 内部通報制度

コンプライアンス違反の早期発見のための「内部通報窓口」を設置し、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程に基づき、その実効性を確保し、適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

ハ) 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力対応規程を定め、不当要求に対する社内体制等を整備するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

ニ) 懲戒処分

使用人による法令違反等が発生した場合、懲罰委員会に諮った上で、懲罰規程などに則り公正な処分を行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、保存対象文書・データ、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

(b) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」に基づき、その職務の執行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、リスクマネジメント委員会及び取締役会へ報

告する体制を構築する。

- (b)重要な投資等の個別案件については、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会の付議事項とする。さらに法令・定款及び案件の重要度に応じ、株主総会の付議事項とする。
 - (c)各営業部門及び管理部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
 - (d)各管理部門はリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
 - (e)内部監査部は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
 - (f)経営全般に関する損失の危険については、「リスク管理規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を整備する。当該損失の危険の重要性に応じ、リスクマネジメント委員会及び取締役会に報告し適切な議論を行い、当該損失の危険に対し必要な対策を決定する。また、リスクマネジメント委員会の審議の活発化・効率化・客観性を目的に適宜、外部アドバイザーの意見を求める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針、経営戦略及び経営計画等、全取締役・使用人が共有すべき全社目標を定め、その浸透を図るとともに、全社目標達成に向けて取締役・使用人各自が実施すべき目標を定め、進捗を管理する。
 - (b)取締役会において取締役の担当を決定するとともに、「職務権限規程」「職務分掌規程」において各取締役・使用人の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。
- e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a)当社は経営の健全性及び効率性の向上を目指し、関係会社について、取締役、監査役及び使用人を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対し適切な管理を行う。当該部門は、関係会社の事業運営に関しては、その自主性を尊重するとともに事業内容の定期的な報告を受け、特に重要な事項については取締役会への報告を行う。
 - (b)主管部門は、主管する関係会社とその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。
 - (c)内部監査部は関係会社に対して定期的な監査を行い、監査結果については、取締役会に報告する。
- f. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項
- (a)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する適任者を置くことにする。
 - (b)補助すべき使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。
- g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の承認を要するものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- (a)監査役は、取締役会以外にも業務連絡会等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - (b)取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - (c)取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。関係会社についても、その取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行う体制とする。上記に拘わらず監査役は必要に応じ、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができる。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)監査役が代表取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。なお、監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、内部監査部、会計監査人との連携を図るとともに、代表取

締役社長、社外取締役との定期的な情報交換等を行っていくこととする。

- (b) 監査役職務の執行について生ずる費用については、当該監査役職務に必要なことを証明した場合を除き、当該監査役の請求等に従い支払うものとする。
- (c) 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針や、その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で適切に対処するとともに、取締役会に報告しその対応策について協議しております。

また、情報漏えいなどを含む情報セキュリティ対策については最大限の注意を払っており、情報システムの取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に対しては、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピュータ・ウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するため、必要と思われる対策を講じています。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、取締役の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額としております。

役員等との間で締結している補償契約の内容

当社は、取締役及び監査役との間に、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び第2号の損失について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、当社が補償する旨の契約を締結しております。

役員等を被保険者として締結している役員賠償責任保険契約の内容

当社は、取締役及び監査役を被保険者として役員賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。故意又は重過失に起因する場合を除き、当該保険契約により被保険者の職務執行に起因する行為によって損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被り得る法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を補填することとしております。なお、保険料は原則として当社が負担しておりますが、株主代表訴訟担保特約部分の保険料については取締役及び監査役が負担しております。

責任免除の内容

当社は金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、株主総会の決議によらず取締役会の決議により必要に応じた自己株式の取得を可能とする旨を定款にて定めております。

剰余金の配当等の決定

当社は、機動的な配当政策を図り、株主への利益配分を充実させるため、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることができる旨を定款にて定めております。

中間配当

当社は、中間配当を取締役会の決議により実施できる旨を定款にて定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月2回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	黒木 勉	25	25
専務取締役	田中 克幸	25	24
取締役	安達 健二	25	25
取締役	桑原 隆	25	25
取締役	齋藤 巧	25	25
取締役	藤井 喜博	25	25
社外取締役	井阪 喜浩	25	25
社外取締役	鈴木 正規	25	24
社外取締役	田中 尚幸	20	20
社外取締役	中川 真紀子	25	24
社外取締役	緒方 延泰	5	4

- (注) 1. 上記のほかに、取締役会決議があったものとみなす書面決議を4回開催しております。
2. 取締役 緒方 延泰は、2025年2月28日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしましたので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
3. 取締役 田中 尚幸は、2025年2月28日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項、監査・内部統制、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する審議及び業務執行状況の監督を行っています。

任意の指名報酬委員会の活動状況

当社は、社外取締役を委員長とした、任意の指名報酬委員会を設置しており、当事業年度における活動状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役	井阪 喜浩(委員長)	2	2
社外取締役	鈴木 正規	2	1
社外取締役	田中 尚幸	1	1
社外取締役	中川 真紀子	2	2
社外取締役	緒方 延泰	1	0
代表取締役社長	黒木 勉	2	1

- (注) 1. 取締役 緒方 延泰は、2025年2月28日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしましたので、退任までの期間に開催された指名報酬委員会の出席状況を記載しております。
2. 取締役 田中 尚幸は、2025年2月28日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、出席の対象となる指名報酬委員会の回数は1回であります。
3. 代表取締役社長 黒木 勉は、当事業年度に開催された指名報酬委員会のうち1回において利害関係者に該

当したため、当該回については欠席として取り扱っております。

4. 当事業年度開始日における指名報酬委員会の委員長は、取締役 緒方 延泰氏であります。2025年2月28日開催の取締役会において取締役 井阪 喜浩氏が新たに委員長に選任され、同日以降の開催回数は1回であります。

指名報酬委員会では取締役会の諮問を受け、取締役候補者の指名、取締役個人の報酬等に関する事項について審議し、答申しております。

任意の特別委員会の活動状況

当社は、社外取締役を委員長とした、任意の特別委員会を設置しており、当事業年度における活動状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役	井阪 喜浩	3	3
社外取締役	鈴木 正規（委員長）	3	3
社外取締役	田中 尚幸	1	1
社外取締役	中川 真紀子	3	3
社外取締役	緒方 延泰	2	1
監査役	渡邊 哲也	1	1
監査役	太田 賢孝	2	2

- (注) 1. 取締役 緒方 延泰及び監査役 太田 賢孝は、2025年2月28日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしましたので、退任までの期間に開催された特別委員会の出席状況を記載していません。
2. 取締役 田中 尚幸及び監査役 渡邊 哲也は、2025年2月28日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、出席の対象となる特別委員会の回数は1回であります。
3. 当事業年度開始日における特別委員会の委員長は、取締役 井阪 喜浩であります。2025年2月28日開催の取締役会において取締役 鈴木 正規が新たに委員長に選任され、同日以降の開催回数は2回であります。

特別委員会では取締役会の諮問を受け、支配株主との重要な取引の相当性について審議し、答申しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年2月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性10名 女性3名(役員のうち女性の比率23.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	黒木 勉	1967年11 月29日	1992年4月 朝日信用金庫入社 1999年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社 2005年3月 株式会社エフピーコンサルティング 設立 代表取締役 2017年12月 合同会社F Pコンサルティング設立 代表社員(現任) 2018年1月 当社 代表取締役社長(現任) 2025年5月 公益財団法人KUROKI FOUNDATION設立 代表理事(現任)	(注)3	14,087,754 (注)5
専務取締役	田中 克幸	1966年9 月5日	1990年4月 東京生命保険相互会社(現T&Dフィナンシャル生命保険 株式会社) 入社 2000年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社 2013年7月 ほけんの窓口グループ株式会社 入社 2014年5月 当社 入社 2015年11月 当社 取締役 2018年1月 当社 専務取締役兼経営企画部長 2022年11月 当社 専務取締役兼経営企画部長兼リスクマネジメント 部長 2023年2月 当社 専務取締役兼経営企画部長 2026年1月 当社 専務取締役(現任)	(注)3	952
取締役 兼 経営企画部 長	安達 健二	1972年7 月31日	1995年4月 東京生命保険相互会社(現T&Dフィナンシャル生命保険 株式会社) 入社 2000年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社 2004年9月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社 2014年4月 株式会社エフピーコンサルティング 入社 2015年11月 株式会社エフピーコンサルティング 取締役 2018年1月 当社 取締役 2020年10月 auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役 (現任) 2022年5月 当社 取締役兼損保事業部長 2023年4月 当社 取締役 2024年1月 サプライズジャパン株式会社 代表取締役 2026年1月 当社 取締役兼経営企画部長(現任)	(注)3	9,755

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 兼 新規事業開発部長	桑原 隆	1970年8月23日	1994年4月 東京生命保険相互会社（現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社）入社 2001年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（現メットライフ生命保険株式会社）入社 2008年12月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社 2018年10月 当社 入社 2019年8月 当社 新規事業開発部長 2020年2月 当社 取締役兼新規事業開発部長（現任）	(注)3	5,688
取締役 兼 リスクマネジメント部長 兼 管理部長	齋藤 巧	1974年12月28日	1997年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 2003年7月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（現メットライフ生命保険株式会社）入社 2010年3月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社 2012年10月 当社 代表取締役 2018年1月 当社 取締役兼管理部長 2022年5月 当社 取締役兼人事部長 2022年10月 当社 取締役 2024年1月 当社 取締役兼リスクマネジメント部長 2025年3月 当社 取締役兼リスクマネジメント部長兼管理部長（現任）	(注)3	8,206
取締役	藤井 喜博	1972年3月1日	1994年4月 東京生命保険相互会社（現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社）入社 2006年2月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社 2017年3月 当社入社 西日本統括部長 2023年2月 当社 取締役兼西日本統括部長 2023年3月 当社 取締役兼営業本部長 2025年9月 プレステージ株式会社 取締役（現任） 2026年1月 当社 取締役（現任）	(注)3	12,933

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	井阪 喜浩	1955年7月6日	1979年4月 2004年6月 2007年7月 2009年7月 2010年8月 2012年7月 2013年6月 2017年4月 2022年4月 2022年7月 2025年3月	大蔵省(現財務省) 入省 外務省在英日本国大使館公使 国税庁長官官房審議官(国際担当) 名古屋国税局長 外務省大臣官房審議官(欧州局担当) 国税不服審判所次長 株式会社東京証券取引所 執行役員 株式会社日本取引所グループ 常務執行役 株式会社東京証券取引所 常務執行役員 株式会社大阪取引所 常務執行役員 株式会社日本取引所グループ 顧問 当社 社外取締役(現任) 陽和土地株式会社 監査役(現任)	(注)3	11,159
取締役	鈴木 正規	1955年4月18日	1978年4月 2002年7月 2005年7月 2007年7月 2008年7月 2012年9月 2014年7月 2015年10月 2016年6月 2017年3月 2023年6月 2024年3月 2024年8月 2025年6月	大蔵省(現財務省) 入省 金融庁監督局銀行第一課長 財務省主計局次長 財務省大臣官房総括審議官 環境省大臣官房審議官 環境省大臣官房長 環境省環境事務次官 株式会社イオン銀行 代表取締役会長 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役会長 イオン株式会社 執行役 総合金融事業担当 当社 社外取締役(現任) キヤノン株式会社 社外取締役(現任) 株式会社オオバ 社外取締役(現任) 阪急阪神不動産株式会社 社外取締役(現任)	(注)3	8,869
取締役	田中 尚幸	1980年9月29日	2009年12月 2011年5月 2018年4月 2018年12月 2021年4月 2025年2月	弁護士登録 山川萬次郎法律事務所(現山川・藤原法律事務所)入所 露木・赤澤法律事務所 入所 一般社団法人スポーツキャリアアドバイザーズ 代表理事(現任) 株式会社oh庭ya 社外監査役(現任) トップランナー法律事務所開所 代表(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注)3	2,778
取締役	中川 真紀子	1973年5月22日	2001年10月 2007年8月 2019年9月 2020年7月 2020年9月 2022年2月 2023年2月	中央青山監査法人 入所 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 中川公認会計士事務所開所 代表(現任) ESネクスト監査法人(現ESネクスト有限責任監査法人) 設立 理事パートナー(現任) 株式会社タウンズ 社外監査役(現任) 当社 社外監査役 当社 社外取締役(現任)	(注)3	3,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	渡邊 哲也	1962年1月30日	1984年4月 三井信託銀行(現三井住友信託銀行) 入社 2007年10月 同社 プライベートバンキング部長 2010年11月 中央三井キャピタル株式会社(現トラスト・キャピタル株式会社) 執行役員業務部長兼管理部長 2016年6月 J A三井リース株式会社 社外常勤監査役 2020年6月 新日本管財株式会社 ビル管理部 部長 2023年4月 株式会社リアライズ証券 経営管理グループ長 2024年6月 当社 内部監査部 部長 2025年2月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	2,148
監査役	木野 綾子	1971年9月6日	1997年4月 東京地方裁判所 判事補 任官 2007年4月 名古屋地方裁判所豊橋支部 判事 2008年4月 千葉地方裁判所 判事 2010年4月 弁護士登録 飯野・八代・堀口法律事務所 入所 2016年4月 法律事務所キノール東京開所 代表(現任) 2024年4月 第一東京弁護士会 副会長 日本弁護士連合会 常務理事 2024年6月 鉄建建設株式会社 社外取締役(現任) 株式会社三五 社外取締役(現任) 2025年2月 当社 社外監査役(現任) 2025年6月 神奈川中央交通株式会社 社外取締役(現任)	(注)4	2,300
監査役	桑原 麻美	1987年2月13日	2009年4月 有限責任あずさ監査法人 入所 2014年9月 桑原公認会計士事務所開所 所長(現任) 2022年12月 株式会社Legaseed 監査役(現任) 2023年2月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	4,862
計					14,191,445

- (注)1. 取締役 井阪 喜浩、取締役 鈴木 正規、取締役 田中 尚幸及び取締役 中川 真紀子は社外取締役であります。
2. 監査役 木野 綾子及び監査役 桑原 麻美は社外監査役であります。
3. 2025年2月28日の定時株主総会の終結時から、就任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年2月28日の定時株主総会の終結時から、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 黒木 勉の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社F Pコンサルティングが所有する株式数を含んでおります。
6. 各候補者が所有する当社株式の数には取締役候補者名義の所有株式以外に、役員持株会を通じて実質的に所有する株式数を含んでおります。

b. 2026年2月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性9名 女性4名(役員のうち女性の比率30.8%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	黒木 勉	1967年11月29日	1992年4月 朝日信用金庫入社 1999年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（現メットライフ生命保険株式会社）入社 2005年3月 株式会社エフピーコンサルティング 設立 代表取締役 2017年12月 合同会社F Pコンサルティング設立 代表社員（現任） 2018年1月 当社 代表取締役社長（現任） 2025年5月 公益財団法人KUROKI FOUNDATION設立 代表理事（現任）	(注) 3	14,087,754 (注) 5
取締役	安達 健二	1972年7月31日	1995年4月 東京生命保険相互会社（現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社）入社 2000年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（現メットライフ生命保険株式会社）入社 2004年9月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社 2014年4月 株式会社エフピーコンサルティング 入社 2015年11月 株式会社エフピーコンサルティング 取締役 2018年1月 当社 取締役 2020年10月 auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役（現任） 2022年5月 当社 取締役兼損保事業部長 2023年4月 当社 取締役 2024年1月 サプライズジャパン株式会社 代表取締役 2026年1月 当社 取締役兼経営企画部長 2026年3月 当社 取締役（就任予定）	(注) 3	9,755
取締役	齋藤 巧	1972年12月28日	1997年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 2003年7月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（現メットライフ生命保険株式会社）入社 2010年3月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社 2012年10月 当社 代表取締役 2018年1月 当社 取締役兼管理部長 2022年5月 当社 取締役兼人事部長 2022年10月 当社 取締役 2024年1月 当社 取締役兼リスクマネジメント部長 2025年3月 当社 取締役兼リスクマネジメント部長兼管理部長 2026年3月 当社 取締役（就任予定）	(注) 3	8,206

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	塩入 満秀	1967年6月4日	1990年4月	住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社) 入社	(注)3	1,400
			1999年5月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社(現SOMPOひまわり生命保険株式会社) 入社		
			2014年4月	同社 市場開発室長		
			2015年7月	同社 法人営業部長		
			2017年4月	同社 関西開発営業部長		
			2025年4月	当社 入社 当社 執行役員 内部監査部長		
			2026年2月	当社 取締役(就任予定)		
取締役	井阪 喜浩	1955年7月6日	1979年4月	大蔵省(現財務省) 入省	(注)3	11,159
			2004年6月	外務省在英日本国大使館公使		
			2007年7月	国税庁長官官房審議官(国際担当)		
			2009年7月	名古屋国税局長		
			2010年8月	外務省大臣官房審議官(欧州局担当)		
			2012年7月	国税不服審判所次長		
			2013年6月	株式会社東京証券取引所 執行役員		
			2017年4月	株式会社日本取引所グループ 常務執行役員 株式会社東京証券取引所 常務執行役員 株式会社大阪取引所 常務執行役員		
			2022年4月	株式会社日本取引所グループ 顧問		
			2022年7月	当社 社外取締役(現任)		
			2025年3年	陽和土地株式会社 監査役(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	鈴木 正規	1955年4月18日	1978年4月 2002年7月 2005年7月 2007年7月 2008年7月 2012年9月 2014年7月 2015年10月 2016年6月 2017年3月 2023年6月 2024年3月 2024年8月 2025年6月	大蔵省(現財務省) 入省 金融庁監督局銀行第一課長 財務省主計局次長 財務省大臣官房総括審議官 環境省大臣官房審議官 環境省大臣官房長 環境省環境事務次官 株式会社イオン銀行 代表取締役会長 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役会長 イオン株式会社 執行役 総合金融事業担当 当社 社外取締役(現任) キヤノン株式会社 社外取締役(現任) 株式会社オオバ 社外取締役(現任) 阪急阪神不動産株式会社 社外取締役(現任)	(注)3	8,869
取締役	田中 尚幸	1980年9月29日	2009年12月 2011年5月 2018年4月 2018年12月 2021年4月 2025年2月	弁護士登録 山川萬次郎法律事務所(現山川・藤原法律事務所)入所 露木・赤澤法律事務所 入所 一般社団法人スポーツキャリアアドバイザーズ 代表理事(現任) 株式会社oh庭ya 社外監査役(現任) トップランナー法律事務所開所 代表(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注)3	2,778
取締役	中川 真紀子	1973年5月22日	2001年10月 2007年8月 2019年9月 2020年7月 2020年9月 2022年2月 2023年2月	中央青山監査法人 入所 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 中川公認会計士事務所開所 代表(現任) ESネクスト監査法人(現ESネクスト有限責任監査法人) 設立 理事パートナー(現任) 株式会社タウンズ 社外監査役(現任) 当社 社外監査役 当社 社外取締役(現任)	(注)3	3,000
取締役	大山 亨	1967年8月24日	1991年4月 1998年4月 2001年3月 2003年7月 2005年4月 2007年1月 2014年6月 2019年12月 2022年5月 2025年1月 2026年2月	山一証券株式会社 入社 富士証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 HSBC証券会社 東京支社 入社 有限会社セイレーン 代表取締役(現任) 株式会社トラスティ・コンサルティング 代表取締役(現任) IC証券株式会社 社外監査役(現任) 株式会社イオレ 社外監査役(現任) フィンテックグローバル株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社アズ企画設計 社外取締役(現任) ジャパンM&Aソリューション株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	桑原 麻美	1987年2月13日	2009年4月 有限責任あずさ監査法人 入所 2014年9月 桑原公認会計士事務所開所 所長(現任) 2022年12月 株式会社Legaseed 監査役(現任) 2023年2月 当社 社外監査役 2026年2月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	4,862
常勤監査役	渡邊 哲也	1962年1月30日	1984年4月 三井信託銀行(現三井住友信託銀行) 入社 2007年10月 同社 プライベートバンキング部長 2010年11月 中央三井キャピタル株式会社(現トラスト・キャピタル株式会社) 執行役員業務部長兼管理部長 2016年6月 J A三井リース株式会社 社外常勤監査役 2020年6月 新日本管財株式会社 ビル管理部 部長 2023年4月 株式会社リアライズ証券 経営管理グループ長 2024年6月 当社 内部監査部 部長 2025年2月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	2,148
監査役	木野 綾子	1971年9月6日	1997年4月 東京地方裁判所 判事補 任官 2007年4月 名古屋地方裁判所豊橋支部 判事 2008年4月 千葉地方裁判所 判事 2010年4月 弁護士登録 飯野・八代・堀口法律事務所 入所 2016年4月 法律事務所キノール東京開所 代表(現任) 2024年4月 第一東京弁護士会 副会長 日本弁護士連合会 常務理事 2024年6月 鉄建建設株式会社 社外取締役(現任) 株式会社三五 社外取締役(現任) 2025年2月 当社 社外監査役(現任) 2025年6月 神奈川中央交通株式会社 社外取締役(現任)	(注)4	2,300
監査役	小川 加織	1982年5月11日	2007年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2013年3月 MCC PTA Pacific LTD. 入社 2014年4月 Marubeni ASEAN Pte. Ltd. 入社 2016年2月 コカ・コーライーストジャパン株式会社(現コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス株式会社)入社 2019年10月 Mazars有限責任監査法人(現Forbis Mazars Japan 有限責任監査法人)入所 2022年2月 小川公認会計士事務所開所 代表(現任) 2025年6月 株式会社ブイ・テクノロジー 社外取締役(監査等委員)(現任) 2026年2月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	-
計					14,142,231

- (注)1. 取締役 井阪 喜浩、取締役 鈴木 正規、取締役 田中 尚幸、取締役 中川 真紀子、取締役 大山 亨及び取締役 桑原 麻美は社外取締役であります。
2. 監査役 木野 綾子及び監査役 小川 加織は社外監査役であります。
3. 2026年2月27日の定時株主総会の終結時から、就任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年2月28日の定時株主総会の終結時から、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 黒木 勉の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社F Pコンサルティングが所有する株式数を含んでおります。
6. 各候補者が所有する当社株式の数には取締役候補者名義の所有株式以外に、役員持株会を通じて実質的に所有する株式数を含んでおります。

社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役4名と社外監査役2名を選任しており、社外取締役は非常勤取締役4名と社外監査役は非常勤監査役2名で構成されております。

当社の社外取締役と社外監査役は、取締役会に出席し議案等について意見を述べるなど、客観的・中立的な立場から経営全般を監督・監査しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要かつ十分な役割を果たしていると考えております。

社外取締役の井阪喜浩氏と鈴木正規氏、田中尚幸氏、中川真紀子氏、社外監査役の木野綾子氏と桑原麻美氏は、当社とは人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はございません。

社外取締役の井阪喜浩氏は、行政機関等において要職を務め、金融全般及びコーポレート・ガバナンスに関して幅広い知見を有しており、取締役会において主に金融行政の専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待しております。同氏は陽和土地株式会社の監査役であります。当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役の鈴木正規氏は、財務省及び金融庁で要職を歴任しており、金融行政の知見とともに、事業会社での豊富な経営経験を有しており、専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。金融行政や事業会社の経営経験を活かし、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待しております。同氏は、キヤノン株式会社の社外取締役、株式会社オオバの社外取締役、阪急阪神不動産株式会社の社外取締役であります。当社との間に重要な取引はありません。

社外取締役の田中尚幸氏は、法律事務所を開所し、法律全般、特に労務、リスク管理において幅広い知見を有しております。弁護士としての専門的な見地を活かし、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待しております。同氏は、一般社団法人スポーツキャリアアドバイザーズの代表理事、株式会社oh庭yaの社外監査役、トップランナー法律事務所の代表であります。当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役の中川真紀子氏は、大手監査法人での実務経験及び監査法人設立に参画し、企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会において専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。監査法人の経営経験を含めた専門的な知見を活かし、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化へも貢献いただけるものと期待しております。同氏が理事パートナーを務めるESネクスト有限責任監査法人と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。また、同氏は中川公認会計士事務所の代表、株式会社タウンズの社外監査役であります。当社との間に重要な取引はありません。

社外監査役の木野綾子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門性を有しており、取締役会及び監査役会において、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、法律事務所キノール東京の代表、鉄建建設株式会社の社外取締役、株式会社三五の社外取締役、神奈川中央交通株式会社の社外取締役であります。いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役の桑原麻美氏は、公認会計士として企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会及び監査役会においても、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、桑原公認会計士事務所の所長、株式会社Legaseedの監査役であります。いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役の選任について独立性基準を定めており、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できること、さらに十分な独立性が確保できることを前提に、個別で判断しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役は3名であり、常勤監査役1名と社外監査役2名から構成されております。

当社監査役会は、最低1名は、企業経営・法律・財務会計・行政・リスク管理等の専門家から選任することにしており、監査役会において能動的・積極的に意見を表明し、監査の実効性を確保しております。

当社は、2026年2月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、これらが承認可決された場合には、監査役会は法律並びに財務会計の専門家を各1名選任することになります。

常勤監査役は、リスクマネジメント委員会や懲罰委員会などの各種委員会に出席し、内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて担当部門と連携して個別の業務執行状況を確認しております。また、監査役全員が取締役会に出席し、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。

監査役会は、取締役会開催前、月1回の開催を原則としておりますが、必要に応じて随時開催されます。

また、監査役監査業務を支援する体制として、内部監査部から監査役補助人（兼任）1名を選任しております。

当事業年度においては監査役会を18回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	出席率
常勤監査役	渡邊 哲也（注）1	11 回/ 11 回	100 %
社外監査役	桑原 麻美	18 回/ 18 回	100 %
社外監査役	木野 綾子（注）1	11 回/ 11 回	100 %
常勤監査役	太田 賢孝（注）2	7 回/ 7 回	100 %
社外監査役	黒須 篤夫（注）2	7 回/ 7 回	100 %

- （注）1．監査役 渡邊 哲也及び監査役 木野 綾子は、2025年2月28日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、出席の対象となる監査役会の回数は11回であります。
- 2．監査役 太田 賢孝及び監査役 黒須 篤夫は、2025年2月28日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしましたので、退任までの期間に開催された監査役会の出席状況を記載しております。

監査役会の平均所要時間は50分程度となっております。

また、年間を通じて次のような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議事項：22件

監査方針及び監査計画、監査役活動予算、監査役職務分担、監査役会の監査報告書、会計監査人の報酬の同意、常勤監査役の選任、会計監査人の再任、監査役の選任議案に対する同意等

審議・協議事項：33件

監査役会監査報告書、監査役報酬、監査役会の実効性評価、会計監査人の報酬の妥当性、会計監査人の評価及び再任等

報告事項：33件

常勤監査役による月次監査役監査実施状況（会計監査、業務監査）、重要会議等の報告、内部統制システムの構築・運用の適切性、内部通報等

内部監査の状況

当社では、内部管理体制の適切性と有効性を検証し改善に向けた提言を行うことを目的として、代表取締役社長直轄の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部には、全社の内部統制と本社管理部門の監査を担当する業務監査チーム2名と、全国の営業拠点監査を担当する営業拠点監査チーム5名の計7名を配置しております。

基本的な監査手続きについては内部監査規程に定めており、監査の重点項目や評価基準などの基本方針について

は事業年度ごとに取締役会の承認を経て決定しております。また、個別の実施計画についても、事業年度ごとに代表取締役社長の承認を受けています。

監査結果については、代表取締役社長並びに常勤監査役に報告を行い、対処すべき課題がある場合には被監査部門に改善報告書の提出を求め、四半期ごとに監査報告の総括と継続課題の改善の進捗状況を取締役に報告しております。

監査役会と内部監査部は3か月ごとに定例会議を開催しており、監査計画、監査結果、内部統制評価の進捗状況の共有並びに経営情報に関する意見交換等も行っています。

また、3か月ごとに会計監査人を加えた三様監査の定例会を開催しており、会計監査や内部統制評価に関する情報交換を通して連携を強化することで、問題点への早期対応や法改正等への準備につなげています。

定例会の他にも三様監査の連携として、内部監査部の営業拠点監査への監査役の同行等を行っています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 田村 仁
指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 健一

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、その他13名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、独立性、専門性及び当社の事業内容への理解、監査経験、監査規模等の職務遂行能力、内部管理体制等を総合的に勘案し、監査役会が決定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人の品質管理体制、監査の実施体制、監査役との連携状況、経営陣、経理財務部門などとのコミュニケーション等の観点から監査法人の評価を行い、当社の会計監査人として適切と考えております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
38,000	-	47,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(プライスウォーターハウスクーパース)に対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模及び事業内容、監査工数等を総合的に勘案した上で決定しております。監査報酬の額については、監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容等を勘案し、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬制度の見直しを行い2024年2月28日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。

取締役の報酬等は、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と株式報酬である譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）で構成し、基本報酬枠として年額300百万円（うち社外取締役分は年額70百万円）、譲渡制限付株式報酬は基本報酬とは別枠で年額100百万円以内、普通株式の総数は年20,000株以内であります。監査役の報酬等については2020年2月26日付の定時株主総会において、50百万円以内と決議されております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2024年1月15日の取締役会において、同年2月28日開催の定時株主総会での承認を前提に次のとおり決議しております。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬体系とし、各取締役の役位、職責等に基づき支給額を検討し、適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と株式報酬である譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）で構成します。尚、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみで構成します。

1．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、取締役会の諮問を受けた任意の指名報酬委員会にて審議した上で、取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社水準や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案して株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会にて決定します。

2．非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は譲渡制限付株式（役員退任又は従業員等退職の日まで譲渡制限期間とし、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して当社の取締役の地位にあったことなどを条件として譲渡制限を解除）とし、取締役会の諮問を受けた任意の指名報酬委員会にて審議した上で、譲渡制限付株式は原則毎年付与することとし、非金銭報酬等の額、株数、個数などについては取締役会の諮問を受けた任意の指名報酬委員会にて審議した上で、当社の業績、各取締役の役位、職責などを総合的に勘案して株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会にて決定します。

3．金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（固定報酬）と非金銭報酬等の総額に対して、非金銭報酬等の割合を役位に応じて取締役社長は4割以内、役付取締役は3割以内、取締役は2割以内を目安に取締役会にて決定します。

4．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しており、個人別の報酬額については、取締役会の諮問を受けた任意の指名報酬委員会にて審議した上で、取締役会にて決定します。なお、役員賞与や退職慰労金は支給しません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)						対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	譲渡制限付株式	ストック・オプション	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	110,665	105,000	-	-	5,665	-	5,665	6
監査役 (社外監査役を除く)	9,000	9,000	-	-	-	-	-	2
社外取締役	32,400	32,400	-	-	-	-	-	5
社外監査役	7,200	7,200	-	-	-	-	-	3

(注) 上記の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式を保有しておりません。純投資目的以外の目的の株式保有の考え方として当社事業において関係強化が図られることを基準としております。

投資目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は、個別の政策保有について、保有目的のほか、配当利回り等の定量的観点から取締役会において定期的に検証し、保有意義が希薄化し継続して保有する必要がないと判断した株式は順次縮減していく方針であります。

b. 銘柄及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	1,007

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当事項はありません。

投資目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年12月1日から2025年11月30日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	2.3%
売上高基準	2.6%
利益基準	3.7%
利益剰余金基準	2.9%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,755,086	7,519,355
売掛金	1,941,664	1,672,658
貯蔵品	15,917	12,877
前渡金	74	61
前払費用	650,557	683,080
その他	5,860	16,519
流動資産合計	11,369,161	9,904,552
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 2,861,888	1 3,036,538
減価償却累計額	586,282	825,534
建物（純額）	2,275,606	2,211,003
構築物	1,477	1,477
減価償却累計額	24	172
構築物（純額）	1,453	1,305
機械及び装置	2,012	2,371
減価償却累計額	201	922
機械及び装置（純額）	1,810	1,448
車両運搬具	4,565	4,565
減価償却累計額	2,703	3,323
車両運搬具（純額）	1,861	1,241
工具、器具及び備品	104,763	134,443
減価償却累計額	54,625	84,375
工具、器具及び備品（純額）	50,138	50,068
土地	1 2,338,751	1 2,646,555
建設仮勘定	108,470	516,359
有形固定資産合計	4,778,093	5,427,982
無形固定資産		
のれん	-	58,452
商標権	2,375	1,875
ソフトウェア	118,415	92,491
会員権	-	4,785
契約関連無形資産	453,940	633,407
無形固定資産合計	574,731	791,010
投資その他の資産		
投資有価証券	1,007	1,007
関係会社株式	336,148	806,123
長期前払費用	367,156	354,499
繰延税金資産	493,244	487,760
敷金及び保証金	606,178	628,705
投資その他の資産合計	1,803,736	2,278,098
固定資産合計	7,156,560	8,497,091
資産合計	18,525,722	18,401,644

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,706,968	2,623,759
1年内返済予定の長期借入金	1 53,640	1 173,640
未払金	330,444	384,432
未払費用	633,218	503,884
未払法人税等	710,257	317,669
預り金	521	377
従業員預り金	809,957	689,143
訴訟損失引当金	390	390
返金負債	636,927	659,572
資産除去債務	9,718	6,325
流動負債合計	5,892,045	5,359,194
固定負債		
長期借入金	1 537,300	1 943,660
資産除去債務	258,529	272,185
その他	5,179	5,179
固定負債合計	801,009	1,221,025
負債合計	6,693,055	6,580,220
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,921,808	1,955,397
資本剰余金		
資本準備金	1,821,808	1,855,397
資本剰余金合計	1,821,808	1,855,397
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,247,181	8,122,797
利益剰余金合計	8,247,181	8,122,797
自己株式	163,204	115,603
株主資本合計	11,827,594	11,817,989
新株予約権	5,073	3,434
純資産合計	11,832,667	11,821,424
負債純資産合計	18,525,722	18,401,644

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
売上高	35,617,526	32,104,060
売上原価	23,467,912	21,430,518
売上総利益	12,149,614	10,673,542
販売費及び一般管理費	1, 2 6,819,608	1, 2 7,689,356
営業利益	5,330,005	2,984,185
営業外収益		
受取利息	703	10,041
業務受託料	90,000	-
受取配当金	4 103,932	4 148,375
その他	37,406	31,676
営業外収益合計	232,042	190,094
営業外費用		
支払利息	3,316	6,131
固定資産除却損	3 53,699	3 8,277
株式報酬費用消滅損	-	4,628
その他	11,832	1,474
営業外費用合計	68,849	20,512
経常利益	5,493,199	3,153,767
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	-	52,426
特別損失合計	-	52,426
税引前当期純利益	5,493,199	3,101,341
法人税、住民税及び事業税	1,558,877	1,053,470
法人税等調整額	31,161	5,484
法人税等合計	1,590,038	1,058,954
当期純利益	3,903,160	2,042,386

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		21,543,010	91.8	19,982,566	93.2
経費	1	1,924,902	8.2	1,447,951	6.8
売上原価		23,467,912	100.0	21,430,518	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
リース取得関連費	1,783,391	1,250,924
その他	141,510	197,027

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,913,229	1,813,229	3,000	1,816,229	8,912,806	8,912,806
当期変動額						
新株の発行	8,579	8,579		8,579		
剰余金の配当					3,125,097	3,125,097
当期純利益					3,903,160	3,903,160
自己株式の取得						
自己株式の処分			146,632	146,632		
自己株式の消却			1,300,055	1,300,055		
利益剰余金から資本剰余 金への振替			1,443,687	1,443,687	1,443,687	1,443,687
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)						
当期変動額合計	8,579	8,579	3,000	5,579	665,624	665,624
当期末残高	1,921,808	1,821,808	-	1,821,808	8,247,181	8,247,181

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	277	12,641,987	5,491	12,647,478
当期変動額				
新株の発行		17,158		17,158
剰余金の配当		3,125,097		3,125,097
当期純利益		3,903,160		3,903,160
自己株式の取得	1,999,981	1,999,981		1,999,981
自己株式の処分	536,998	390,366		390,366
自己株式の消却	1,300,055	-		-
利益剰余金から資本剰余 金への振替		-		-
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)			418	418
当期変動額合計	162,926	814,392	418	814,811
当期末残高	163,204	11,827,594	5,073	11,832,667

当事業年度(自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,921,808	1,821,808	-	1,821,808	8,247,181	8,247,181
当期変動額						
新株の発行	33,589	33,589		33,589		
剰余金の配当					2,149,762	2,149,762
当期純利益					2,042,386	2,042,386
自己株式の処分			17,007	17,007		
利益剰余金から資本剰余 金への振替			17,007	17,007	17,007	17,007
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)						
当期変動額合計	33,589	33,589	-	33,589	124,384	124,384
当期末残高	1,955,397	1,855,397	-	1,855,397	8,122,797	8,122,797

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	163,204	11,827,594	5,073	11,832,667
当期変動額				
新株の発行		67,178		67,178
剰余金の配当		2,149,762		2,149,762
当期純利益		2,042,386		2,042,386
自己株式の処分	47,600	30,593		30,593
利益剰余金から資本剰余 金への振替		-		-
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)			1,638	1,638
当期変動額合計	47,600	9,604	1,638	11,243
当期末残高	115,603	11,817,989	3,434	11,821,424

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	5,493,199	3,101,341
減価償却費	394,962	512,718
のれん償却額	-	6,319
抱合せ株式消滅差損益(は益)	-	52,426
株式報酬費用消滅損	-	4,628
その他の損益(は益)	5,172	38,182
受取利息及び受取配当金	104,635	158,417
支払利息	3,316	6,131
支払補償費	3,033	-
固定資産除売却損益(は益)	53,699	8,277
売上債権の増減額(は増加)	165,628	269,006
棚卸資産の増減額(は増加)	3,047	3,040
仕入債務の増減額(は減少)	352,464	83,209
未払消費税等の増減額(は減少)	282,085	58,654
その他の資産の増減額(は増加)	154,575	115,765
その他の負債の増減額(は減少)	458,419	384,652
小計	6,363,446	3,550,213
利息及び配当金の受取額	104,635	158,417
利息の支払額	3,316	6,131
補償費の支払額	3,033	-
法人税等の支払額	2,071,568	1,442,247
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,390,163	2,260,252
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	2,120,980	1,306,442
資産除去債務の履行による支出	75,867	9,424
非連結子会社株式の取得による支出	132,420	606,123
敷金及び保証金の差入による支出	127,168	54,588
敷金及び保証金の回収による収入	18,575	32,060
預り保証金の返還による支出	3,287	-
預り保証金の受入による収入	7,858	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,433,290	1,944,519
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	600,000
長期借入金の返済による支出	53,640	73,640
自己株式の取得による支出	1,999,981	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	16,740	65,540
配当金の支払額	3,125,097	2,149,762
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,161,978	1,557,862
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,205,105	1,242,129
現金及び現金同等物の期首残高	11,960,192	8,755,086
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	6,397
現金及び現金同等物の期末残高	1 8,755,086	1 7,519,355

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2007年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	10年
機械及び装置	10年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
のれん	5年
商標権	10年
契約関連無形資産	5年

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 訴訟損失引当金

将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりであります。

(重要な会計上の見積り)

(1) 資産除去債務の見積り計上

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
資産除去債務	268,248	278,511

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込み額を資産除去債務として計上しております。資産除去債務は、過去の退店店舗の実績を用いて有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込み期間に対応した割引率（現行0.039%～0.950%）で割引いて計算しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において、資産除去債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の見積り計上

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	493,244	487,760
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額）	648,378	643,716

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積りしております。将来の一時差異等加減算前課税所得算出にあたっては、中期経営計画に基づいており、中期経営計画に含まれる売上高、営業利益の予測を主要な仮定としております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 関係会社株式の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	336,148	806,123

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、市場価格のない株式であることから、取得原価を貸借対照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落したときには、原則として減損処理を行っております。

ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。

当事業年度において、当該関係会社の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、収益力等の落込みはなく、実質価額は著しく下落していないと判断しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により当該関係会社の事業計画の遂行が困難となった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の減損処理が必要となり、関係会社株式の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 返金負債の見積り計上

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
返金負債	636,927	659,572

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

返金負債は、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合に生じる保険代理店手数料収入の将来における返金見込額を計上しております。

主な算定方法としては、過去の解約率及び契約上の返戻割合を基礎として算定した返金料率を主要な仮定とし、これを保険代理店手数料収入に乗じることにより計算しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により返金料率の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において、返金負債の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーション・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
建物	610,444千円	589,533千円
土地	1,132,459千円	1,132,459千円
計	1,742,903千円	1,721,992千円

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	53,640千円	53,640千円
長期借入金	537,300千円	483,660千円
計	590,940千円	537,300千円

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
当座貸越極度額の総額	4,000,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	4,000,000千円	3,000,000千円

3 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
サプライズジャパン株式会社	25,098千円	- 千円
計	25,098千円	- 千円

(注) 当社は前事業年度末においてサプライズジャパン株式会社の金融機関からの借入金に対する債務保証を行っていましたが、当事業年度において保証契約解除により解消しております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17.9%、当事業年度17.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82.1%、当事業年度82.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
広告宣伝費	1,220,217千円	1,345,544千円
給料手当	1,671,141千円	1,904,728千円
地代家賃	783,312千円	881,095千円
システム関連費	415,047千円	441,710千円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
研究開発費	112,877千円	46,366千円

- 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
建物	52,691千円	3,999千円
工具、器具及び備品	- 千円	167千円
ソフトウェア	1,008千円	4,111千円
計	53,699千円	8,277千円

- 4 関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
受取配当金	103,932千円	148,375千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	23,187,600	83,700	331,400	22,939,900

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 83,700株
自己株式の消却による減少 331,400株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	130	507,776	466,299	41,607

(変動事由の概要)

市場買付による取得による増加 507,700株
単元未満株式の買取による増加 76株
自己株式の消却による減少 331,400株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 134,899株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権(2020年9月29日決議)	-	-	-	-	-	5,073
合計		-	-	-	-	5,073

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年1月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,086,872	90.00	2023年11月30日	2024年2月14日
2024年4月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,038,225	45.00	2024年5月31日	2024年8月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月30日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,070,090	47.00	2024年11月30日	2025年2月28日

(注) 配当金の総額は、2024年11月30日における最終の株主名簿に記載された自己株式172,007株を除いて記載しております。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	22,939,900	327,700	-	23,267,600

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 327,700株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	41,607	1,750	12,252	31,105

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職等に伴う無償取得による増加 1,750株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 12,252株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権(2020年9月29日決議)	-	-	-	-	-	3,434
合計		-	-	-	-	3,434

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月30日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,070,090	47.00	2024年11月30日	2025年2月28日
2025年6月16日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,079,672	47.00	2025年5月31日	2025年8月8日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年1月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,092,115	47.00	2025年11月30日	2026年2月13日

(注) 配当金の総額は、2025年11月30日における最終の株主名簿に記載された自己株式31,105株を除いて記載しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金	8,755,086千円	7,519,355千円
現金及び現金同等物	8,755,086千円	7,519,355千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1年内	203,247 千円	139,094 千円
1年超	215,984 千円	207,465 千円
合計	419,232 千円	346,559 千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券及び関係会社株式は、主に業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績や財政状態などによる資産価値変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等、預り金及び従業員預り金は、全て1年以内の支払期日です。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	606,178	600,704	5,473
資産計	606,178	600,704	5,473
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	590,940	560,973	29,966
負債計	590,940	560,973	29,966

(注1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」、「従業員預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2024年11月30日
関係会社株式	336,148
非上場株式	1,007

当事業年度（2025年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	628,705	620,805	7,900
資産計	628,705	620,805	7,900
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,117,300	1,056,249	61,050
負債計	1,117,300	1,056,249	61,050

(注1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」、「従業員預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2025年11月30日
関係会社株式	806,123
非上場株式	1,007

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,755,086	-	-	-
売掛金	1,941,664	-	-	-
敷金及び保証金	369,399	236,778	-	-
合計	11,066,151	236,778	-	-

当事業年度（2025年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,519,355	-	-	-
売掛金	1,672,658	-	-	-
敷金及び保証金	438,155	189,250	1,300	-
合計	9,630,169	189,250	1,300	-

4 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	53,640	53,640	53,640	53,640	53,640	322,740
合計	53,640	53,640	53,640	53,640	53,640	322,740

当事業年度（2025年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	173,640	173,640	173,640	173,640	153,640	269,100
合計	173,640	173,640	173,640	173,640	153,640	269,100

5 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債
前事業年度(2024年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	600,704	-	600,704
資産計	-	600,704	-	600,704
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	560,973	-	560,973
負債計	-	560,973	-	560,973

当事業年度(2025年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	620,805	-	620,805
資産計	-	620,805	-	620,805
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	1,056,249	-	1,056,249
負債計	-	1,056,249	-	1,056,249

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年11月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式336,148千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(2025年11月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式806,123千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

前事業年度(2024年11月30日)

その他有価証券(貸借対照表計上額 投資有価証券1,007千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(2025年11月30日)

その他有価証券(貸借対照表計上額 投資有価証券1,007千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

売上原価	- 千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	- 千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の委託者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,400,000株
付与日	2020年10月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	2020年10月2日から 2032年10月1日まで

(注) 2023年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	2020年9月29日
権利確定前(株)	
前事業年度末	900,000
付与	-
失効	-
権利確定	300,000
未確定残	600,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	114,600
権利確定	300,000
権利行使	327,700
失効	-
未行使残	86,900

(注) 2023年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	200
行使時平均株価(円)	2,196
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 2023年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位あたりの本源的価値により算定しております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

1,392,346千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

653,988千円

6. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2024年3月付与 譲渡制限付株式報酬	2024年11月付与 譲渡制限付株式報酬	2025年3月付与 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員及び従業員 97名	当社取締役 6名
株式の種類別の 付与された株式数	普通株式 4,499株	普通株式 130,400株	普通株式 12,252株
付与日	2024年3月21日	2024年11月29日	2025年3月21日
譲渡制限期間	(注) 1	2024年11月29日から 2074年11月28日まで	(注) 1
解除条件	(注) 2	(注) 3	(注) 2
付与日における 公正な評価単価(円)	6,800	2,759	2,497

- (注) 1. 付与日から当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位(定年退職後、再雇用に基づく従業員としての地位は含まない。以下「役職等の地位」という。)のいずれから
も退任又は退職する日(退任又は退職と同時に当社又は当社の子会社の役職等の地位に就任する
場合を除く。)まで
2. 本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間、継続し
て当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本株式の
全部について、本譲渡制限を解除する。
3. 本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の
地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本株式の全部について譲渡
制限を解除する。

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
売上原価	919千円	10,650千円
販売費及び一般管理費	4,252千円	22,877千円

株式数

	2024年3月付与 譲渡制限付株式報酬	2024年11月付与 譲渡制限付株式報酬	2025年3月付与 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前(株)			
前事業年度末	4,499	130,400	-
付与	-	-	12,252
無償取得	-	1,750	-
譲渡制限解除	-	800	-
未解除残	4,499	127,850	12,252

(3) 公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価額とするため、譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
未払賞与	82,186千円	55,211千円
返金負債	195,027千円	201,960千円
資産除去債務	82,137千円	85,712千円
一括償却資産	31,276千円	49,880千円
自社開発ソフトウェア	156,752千円	172,293千円
未払事業税	43,701千円	17,954千円
その他	57,296千円	60,702千円
繰延税金資産小計	648,378千円	643,716千円
評価性引当額	- 千円	- 千円
繰延税金資産合計	648,378千円	643,716千円
繰延税金負債		
前払費用	136,811千円	143,631千円
資産除去債務に対応する除去費用	18,322千円	12,324千円
繰延税金負債合計	155,133千円	155,955千円
繰延税金資産純額	493,244千円	487,760千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.08%	2.63%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.58%	1.46%
抱合せ株式消滅差損	- %	0.52%
住民税均等割	0.47%	2.26%
評価性引当額の増減	0.16%	- %
税率変更による影響	- %	0.16%
税額控除	2.43%	0.15%
その他	0.05%	0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.95%	34.15%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年12月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務及び一部の建物解体時におけるアスベスト除去に係る費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃貸借契約に係る建物については、使用見込期間を取得から2年と見積り、割引率は0.039%～0.950%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

アスベスト除去に係る建物については、使用見込期間を耐用年数である20年と見積り、割引率は0.583%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
期首残高	250,099千円	268,248千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	49,853 "	20,543 "
時の経過による調整額	300 "	381 "
資産除去債務の履行による減少額	32,004 "	10,661 "
期末残高	268,248千円	278,511千円

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
売上高		
生命保険代理店業	34,033,100	30,413,600
損害保険代理店業	1,151,474	1,363,679
その他の事業	413,906	312,798
顧客との契約から生じる収益	35,598,480	32,090,078
その他の収益	19,046	13,981
外部顧客への売上高	35,617,526	32,104,060

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

保険代理店手数料収入は、当社が取り次いだ保険契約希望者が保険会社（以下「顧客」という。）に引受されることにより、顧客との契約における当社の履行義務が充足した時点で、契約に関連する代理店手数料の金額を売上として計上しております。なお、保険代理店手数料には業務品質維持のための体制整備に係る支援金等の変動対価が含まれ、事後の金額の確定にあたり、収益の額に著しい減額が生じない可能性が高い範囲で過去の実績や契約の獲得状況等に基づき見積もりを行い、履行義務の充足時に計上しております。

また、顧客に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を顧客に返金する義務があります。顧客に対する予想返金額については収益から控除するとともに、返金負債を計上することとしております。返金の見積りにあたっては過去の実績等に基づき見積もっております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、売掛金に含まれております。

契約負債はサービス提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、前受金に含まれております。顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,776,036	1,941,664
契約負債	31,975	-

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、31,975千円であります。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,941,664	1,672,658
契約負債	-	-

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、ありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、東京都において、自社ビル(土地を含む)を所有しており、一部を賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	-	553,585
	期中増減額	553,585	6,734
	期末残高	553,585	546,851
期末時価		433,000	433,000

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加は賃貸等不動産の新規取得(564,826千円)であり、当事業年度の主な減少は減価償却(11,527千円)であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいております。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
賃貸収入	19,046	13,975
賃貸費用	12,842	10,854
差額	6,203	3,121
その他(売却損益等)	-	-

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は保険代理業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	8,199,300	保険代理業
マニユライフ生命保険株式会社	4,710,322	保険代理業
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	4,633,155	保険代理業
メットライフ生命保険株式会社	3,677,973	保険代理業

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	8,032,856	保険代理業
マニユライフ生命保険株式会社	3,334,319	保険代理業
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	3,184,067	保険代理業
メットライフ生命保険株式会社	2,867,794	保険代理業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は保険代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
関連会社に対する投資の金額	200,000千円	200,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	381,481千円	551,668千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	133,959千円	170,187千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	黒木 勉	-	-	当社代 表取締 役社長	(被所有) 直接 17.88 間接 43.92	-	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	15,599	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

当事業年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	黒木 勉	-	-	当社代 表取締 役社長	(被所有) 直接 17.54 間接 43.04	-	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	15,598	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	516円53銭	508円60銭
1株当たり当期純利益	169円85銭	88円79銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	162円80銭	85円67銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	3,903,160	2,042,386
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,903,160	2,042,386
普通株式の期中平均株式数(株)	22,980,159	23,001,237
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	994,648	838,595
(うち新株予約権(株))	994,648	838,595
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	11,832,667	11,821,424
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	5,073	3,434
(うち新株予約権)(千円)	(5,073)	(3,434)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	11,827,594	11,817,989
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	22,898,293	23,236,495

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項(市場取引等による株式の取得)の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定及び当社定款第7条(自己の株式の取得)の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、実施しました。

自己株式の取得を行う理由

当社は、既存の社員及び役員のインセンティブ向上を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度により交付予定の株式を充当すること、さらには株主還元策及び経営環境の変化に柔軟に対応できる資本政策の推進の一環として、自己株式を取得するものです。

取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---|
| a. 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| b. 取得し得る株式の総数 | 350,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.50%） |
| c. 株式の取得価額の総額 | 700,000,000円（上限） |
| d. 取得期間 | 2026年1月15日～2026年2月27日 |
| e. 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

取得の内容

- | | |
|---------------|-----------------------|
| a. 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| b. 取得した株式の総数 | 301,500株 |
| c. 株式の取得価額の総額 | 699,991,900円 |
| d. 取得期間 | 2026年1月15日～2026年1月28日 |
| e. 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

なお、当該決議による自己株式の取得は、2026年1月28日をもって終了しています。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,861,888	222,169	47,519	3,036,538	825,534	251,962	2,211,003
構築物	1,477	-	-	1,477	172	147	1,305
機械及び装置	2,012	359	-	2,371	922	388	1,448
車両運搬具	4,565	-	-	4,565	3,323	620	1,241
工具、器具及び備品	104,763	30,460	780	134,443	84,375	29,182	50,068
土地	2,338,751	307,803	-	2,646,555	-	-	2,646,555
建設仮勘定	108,470	734,865	326,976	516,359	-	-	516,359
有形固定資産計	5,421,930	1,295,658	375,277	6,342,311	914,328	282,301	5,427,982
無形固定資産							
商標権	5,000	-	-	5,000	3,125	500	1,875
ソフトウェア	158,920	13,931	9,702	163,149	70,657	32,573	92,491
のれん	-	64,771	-	64,771	6,319	6,319	58,452
会員権	-	4,785	-	4,785	-	-	4,785
契約関連無形資産	751,900	376,429	-	1,128,329	494,921	196,962	633,407
無形固定資産計	915,820	459,917	9,702	1,366,034	575,023	236,354	791,010
長期前払費用	367,156	32,661	45,317	354,499	-	-	354,499

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	自社ビルの取得及び建て替え、事務所・店舗内装工事による増加	222,169千円
土地	自社ビル建設用地の取得による増加	307,803千円
建設仮勘定	自社ビルの建て替えによる増加	734,865千円
契約関連無形資産	生命保険契約及び損害保険契約の譲受による増加	376,429千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	53,640	173,640	0.86	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	537,300	943,660	0.86	2026年12月～ 2035年11月
合計	590,940	1,117,300	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	173,640	173,640	173,640	153,640

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
訴訟損失引当金	390	-	-	-	390

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	240,975	20,765	10,661	251,078
石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去義務	27,273	159	-	27,432
合計	268,248	20,924	10,661	278,511

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	149
預金	
普通預金	7,516,597
当座預金	2,608
計	7,519,206
合計	7,519,355

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東京海上日動火災保険株式会社	604,892
三井住友海上火災保険株式会社	182,472
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	178,741
アクサ生命保険株式会社	149,452
メディケア生命保険株式会社	126,158
SOMPOひまわり生命保険株式会社	89,058
その他	341,883
合計	1,672,658

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期末回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
1,941,664	35,122,674	35,391,681	1,672,658	95.5	18.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品 販促品	6,205
貯蔵品 その他	6,671
合計	12,877

関係会社株式
 相手先別内訳

区分及び銘柄	金額(千円)
株式	
プレステージ株式会社	606,123
auフィナンシャルパートナー株式会社	200,000
合計	806,123

敷金及び保証金

区分	金額(千円)
本社事務所	80,056
その他	548,649
合計	628,705

買掛金

相手先	金額(千円)
外交員	2,538,798
その他	84,961
合計	2,623,759

1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	173,640
合計	173,640

未払金

相手先	金額(千円)
消費税等	143,259
その他	241,173
合計	384,432

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	191,819
住民税	67,214
事業税	58,635
合計	317,669

長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	943,660
合計	943,660

(3) 【その他】

- ・重要な訴訟事件等
特記すべき事項はありません。
- ・当事業年度における半期情報等

	第1四半期 累計期間	中間会計期間	第3四半期 累計期間	当事業年度
売上高 (千円)	8,332,511	16,433,901	24,358,211	32,104,060
税引前中間(四半期) (当期)純利益 (千円)	805,391	1,487,685	2,337,239	3,101,341
中間(四半期)(当期) 純利益 (千円)	529,712	973,652	1,528,677	2,042,386
1株当たり 中間(四半期)(当期) 純利益 (円)	23.09	42.42	66.58	88.79

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
1株当たり 四半期純利益 (円)	23.09	19.33	24.16	22.21

(注) 第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る財務情報に対するレビュー：無

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎年2月
基準日	毎年11月30日
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://fpp.jp/ir/public_notice/
株主に対する特典	株主優待制度 毎年5月31日、11月30日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1単元(100株)以上を保有する株主様に、QUOカード3,000円分を贈呈

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 2025年1月14日開催の取締役会決議により、株主に対する特典を2026年5月末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様の株主優待より、株主優待の品目を従来の「QUOカード」から「デジタルギフト®」に変更いたします。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日) 2025年2月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年2月28日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第16期中(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日) 2025年7月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ
く臨時報告書

2025年3月5日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年2月25日

株式会社F Pパートナー
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 健一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社F Pパートナーの2024年12月1日から2025年11月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F Pパートナーの2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

保険代理業における返金負債に係る見積りの評価 ・【注記事項】(重要な会計上の見積り)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、保険会社に対し保険契約希望者の取次を行い、保険代理店手数料収入を得ている。保険会社に取り次いだ保険契約者が保険契約を早期に解約した場合、保険会社から受領した保険代理店手数料収入の一部を返金する義務がある。</p> <p>会社は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等に基づき、期末日時点で返金が見込まれる対価を返金負債として計上している。当事業年度の貸借対照表上、返金負債は659,572千円(総資産の3.6%)である。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)(4)返金負債の見積り計上に記載のとおり、会社は、返金負債の見積りに際し、保険契約の過去の解約率及び返戻割合を基礎とした返金料率を算定し、これを保険代理店手数料収入に乗じることで算定した金額を返金負債として計上している。</p> <p>返金負債の見積りには、経営者による主要な仮定である返金料率が使用されている。当該仮定は、保険契約に係る将来の解約率及び返戻割合に依存することから、見積りの不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、保険代理業における返金負債に係る見積りの評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、保険代理業における返金負債に係る見積りの評価について、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 返金負債の見積りにあたって、会社の内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 返金負債に係る見積りの評価の適切性 前事業年度末における返金負債の見積り額について、返金実績額との比較により、経営者による見積りの精度を評価した。 返金負債の計算基礎である保険代理店手数料収入について、総勘定元帳等との突合により、正確性を検証した。 返金負債の計算基礎である返金料率について、各保険会社から提供される解約情報及び各保険会社の定める手数料規定との突合により、正確性を検証した。 返金負債の金額について、返金料率に保険代理店手数料収入を乗じて、再計算を実施した。 翌事業年度以降に見込まれる返金料率に重要な影響を及ぼす事象の有無について、経営者への質問及び取締役会議事録の閲覧を実施した。 当事業年度末における返金負債の見積り額について、返金実績額との比較を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社F Pパートナーの2025年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社F Pパートナーが2025年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することに

ある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。